

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第二次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

資料3-2

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただいております。なお、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 非化石価値取引市場について		
1	FIT非化石証書の最高価格・最低価格の引き下げをご検討いただきたい。 非FIT非化石証書の最高価格の引き下げをご検討いただきたい。	FIT非化石証書の最低・最高価格及び、非FIT非化石証書の最高価格については、今後の取引動向も踏まえつつ、必要に応じ検討させていただきます。
2	激変緩和量の精査にあたっては、小売電気事業者の経営へのインパクトに鑑み、真に「緩和」となるよう拡大の方向でご検討いただきたい。	第1フェーズにおける激変緩和措置の量については、本中間とりまとめにおいて、「化石電源グランドファザリング（特例措置）の設定基準年を2018年度に設定したこと等に鑑み、2020年度の中間目標の設定に際し、精査を行っていくこととされております。
3	P.33脚注23「社内取引や相対取引は～という意見もあった。」という文に続けて、「また、社内取引や相対取引における電力単体の価格および非化石価値の価格が、市場やグループ外取引におけるそれぞれの価格と乖離していないかどうか、イコールフットイングの観点から監視が必要との意見がオブザーバーからあった。」と追記してはどうか。	本作業部会でのオブザーバーによる意見を踏まえ、本中間とりまとめP.33脚注23において、同様の趣旨の記載をさせていただいております。
4	P.36本文下から6行目「不当に小売競争を制限」に「不当に小売競争および発電事業者間の競争を制限」と追記してはどうか。	本中間とりまとめP.21「高度化法の運用の結果、発電事業者間の競争が著しく減殺される場合には問題となりうると思われる」と同様の趣旨を記載させていただいております。
5	P.37本文下から2行目「所要の環境整備」について、「制度的措置を含む所要の環境整備」と追記してはどうか。	非化石証書の購入費用の料金転嫁については、本中間とりまとめにおいて、「国は、小売電気事業者及び需要家に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と考えられる」とされております。
6	P.37 本文下から2行目「所要の環境整備」について、環境整備については制度措置（全事業者が同じ条件で小売料金を転嫁することを制度上担保すること、等）も含む内容に修正いただきたい。	非化石証書の購入費用の料金転嫁については、本中間とりまとめにおいて、「国は、小売電気事業者及び需要家に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と考えられる」とされております。
7	P.45下から4行目「また、第2フェーズの～目標設定が重要と考えられる。」という文に続けて、「具体的には、一部の事業者のみが保有する原子力・大型水力は、当該事業者の目標として別枠で管理し、全事業者が比較的平等にアクセス可能と考えられる再エネについてのみ、全事業者に対して同様の目標を設定することが考えられる。」と追記してはどうか。さらに続けて、「また、第1フェーズに引き続き、市場またはグループ外からの非化石証書調達量を全事業者一律とすることも考えられる。」と追記してはどうか。	第2フェーズ以降の目標設定については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズ以降においては、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、化石電源グランドファザリング（特例措置）の在り方を適切に見直すことを基本とし、2021年7月以降、議論することとする」とされております。
8	P.46脚注37（参考）の下、「証書購入量の試算結果から～」の前の箇所に「そもそも高度化法制定当初の非化石電源比率目標は一般電気事業者50%、新電力2%であり、非化石電源の保有状況の差が考慮されていた。その後2015年の長期エネルギー需給見通しと2016年の告示改正を受け、小売電気事業者は個社ごとに一律44%に変更になった。新電力としては再エネ投資に積極的に取り組む所存だが、原子力・大型水力がないことによる差を自助努力だけで埋めるのは不可能である。」という文章を追加してはどうか。	本作業部会でオブザーバーが説明した内容の趣旨については、本中間とりまとめP.46の脚注に記載しております。また、小売電気事業者に対する一律44%目標の設定は、平成27年度の電力基本政策小委員会での議論を踏まえ設定されたものであり、設定に至る経緯については、中間とりまとめのP.18-20に記載しております。
9	FIT認定を受けていない廃棄物発電は「非FIT非化石電源」の対象になると理解して良いか？	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、そのような理解になると考えております。
10	再エネ・廃棄物・化石燃料を使用する自家発電がその余剰電力を販売する場合、その入熱比に応じて、化石燃料分を除いた電力がCO2ゼロ（＝非化石）扱いになることをルール化して頂きたい。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、今後の参考とさせていただきます。
11	市町村の清掃工場で発生するごみ発余剰電力の内、プラスチック類由来の非FIT電気も温対法上、排出係数ゼロと取り扱われてきましたが、今後は、非化石価値証書を入手しないと排出係数ゼロ扱いされなくなります。したがって、証書の売買に関する規則（グループ内取引の制限等）により、弊社が、現在、行っている清掃工場の余剰電力を活用した小売電気事業が、継続困難になる等の不具合が生じないよう十分な検討とご配慮を要望します。	非化石証書のグループ内取引については、高度化法の対象事業者（年間販売電力量5億kWh以上の小売電気事業者）にのみ制限を設けております。
12	非化石市場のRE100への適合には大いに期待しており適合できれば活用したいと考えておりますが、中間とりまとめ案には具体的なスケジュールが明示されていないため、RE100適合スケジュールの明示をお願い申し上げます。	FIT非化石証書については、証書に対応する電源種や発電所所在地等属性情報を明らかにすることに関してどのような事業者ニーズが存在するかを把握すると共に、属性情報の管理・追跡のためにどのようなトラッキングスキームが必要となるのかについても検討を進めた上で、試行的に取引を実施しました。また、本中間とりまとめにおいて、「このトラッキングスキームの導入によって、小売電気事業者においてFIT非化石証書の由来となった発電所を明らかにすることが可能となり、当該トラッキング付非化石証書については、需要家のRE100に対する報告に活用することも可能」とされております。
13	ゴミ発電による電力の敷地内焼却施設への電力供給や、卒FIT太陽光の自家消費などは、非化石価値として大いに活用すべきであると思っておりますが、これら自家消費されている非化石価値についても市場化対象として検討して頂きたいと存じます。	高度化法は小売供給のために供される電気に対する規制であり、自家消費分の電気は高度化法の対象外となっております。また、非化石価値は、「非化石価値取引市場について（平成29年12月）」において、「高度化法の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値」と定義されております。このため、高度化法の規制対象外となっている自家消費電力に対して、非化石価値は認められておりません。
14	高度化法の中間目標が競争に悪影響を与える懸念が多く示されていることを踏まえれば、「不断の見直し」は随時実施すべきである。また、現行案では「不断の見直し」は第2フェーズの中間評価の基準の在り方を検討するまでは行わないと解釈されるため、第1フェーズにおいても随時検証を行うことを明確にするようお願いしたい。	御指摘を踏まえ、以下のような修正を検討いたします。 ↓ 当初の文章（「さらに、非化石証書の調達に伴う小売電気事業者の競争環境に与える影響や非化石電源の利用の促進状況について必要に応じて検証を行い、必要があると認められる場合には、柔軟かつ速やかな対応を行うなど不断の見直しを行うことが考えられる。」）を削除の上、P.46末尾に当初と同じ文章を追記。
15	2018年度を基準に、第1次中間目標設定時の平均調達量は、現在確保済みの非化石電気+8.9%～11.24%程度となるとの理解であるが、現在確保済みの中で、RPS込の電気については、RPSが廃止となることも踏まえ、値引きが出来ない場合については、同枠から除外してもらいたい。 RPS電源は、原子力や大型水力等とは異なり、RPS制度の廃止に伴う減収を補うために非FIT非化石証書分が純粋な増収とはならず、単純に値引きが困難な状況にあると考えており、非FIT非化石証書分が純粋な増収となる原子力や大型水力等と同列に扱うことは公平ではないと考えております。	ご指摘の点については、RPS制度の廃止等による環境変化に対し、別の制度である高度化法の中間評価の基準となる目標設定において影響を受けるものではないと考えております。
16	非化石価値取引市場に関するとりまとめ内容について、2点意見を申し上げます。 まず、今回のとりまとめ内容については、これまでの制度検討作業部会における議論に基づき、制度の大枠が整理されたものと理解している。他方で、個別の詳細論点については、十分に議論されていないため、引き続き、小売競争への影響に配慮した上で、丁寧に検討を進めていくべきである。 次に、第2フェーズ以降の制度設計については、詳細検討に入る前に必ず、2030年度一律目標の見直しに関する議論を再開していただきたい。一律目標の見直しに関する議論は、本来、中間評価の検討を始める前に整理されるべきであったものの、非化石電源の利用促進の取り組みが遅滞することを避けるために、第1フェーズについてのみ、暫定的に検討が進められてきたものと理解している。従って、第2フェーズ以降の制度設計については、2030年度の目標の見直しに関する議論を十分に重ねた上で、その内容と整合を取る形で検討を進めるべきである。	非化石証書の購入費用による小売電気事業者の事業環境の影響については、本中間とりまとめにおいて、「中間評価の基準導入後に改めて確認を行っていくこととしております。また、高度化法の2030年度目標である非化石電源比率44%は、平成27年度の電力基本政策小委員会において、パリ協定などの国際協定を背景として、電事法第二弾改正とエネルギーミックス策定といった国内法制度を踏まえて設定されたものです。
17	小売電気事業者が非化石証書の購入費用を円滑かつ適切に価格転嫁させるために、まずは、旧一般電気事業者が経過措置料金に対し価格転嫁する際の促進策をご検討いただきたい。	非化石証書の購入費用の料金転嫁については、本中間とりまとめにおいて、「国は、小売電気事業者及び需要家に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と考えられる」とされております。
18	相場操縦等がないかなど、支配的事業者の非FIT非化石証書の入札に関する監視について記述が無いので、その点についても考慮していただきたい。 また、BL市場と同様に、旧一般電気事業者の市場への販売価格と、旧一電の発電・小売間の社内取引価格との差別がないかを監視する必要があると考えます。 証書の価格上昇を抑制する観点からは、非化石証書を保有する支配的事業者に対して市場への入札価格に対して説明するよう求めることが重要であると考えます。	非化石証書のオークションの入札に関する監視については、本中間とりまとめにおいて、「グループ内取引の証書の範囲に制約をかけた結果、グループ内取引の範囲外の証書はグループ外に販売されることが経済合理的であると考えられるところ、まずは発電事業者の経済合理的行動に期待し、発電事業者に対して、証書をJEPXのオークションで販売することを強制しなくても良いと考えられる。」とされております。

19	1. 制度検討作業部会の中でも議論があったと思いますが、非FIT非化石の電源を実現するには時間を要します。当社は、現在Non Fitの大型バイオマス発電所計画を進めていますが、運転開始は早くとも2025年度となる見通しです。高度化法の大きな目的である、こうした再エネの開発を財務基盤の面から実施を難しくすることがないよう、更なる負担軽減措置が必要と考えます。特に、第1フェーズを含む当面の期間においては、今回第1フェーズが2020～2022年度と大変直近に設定されたことも考慮すれば、特段の軽減措置は必須と考えます。今後の目標設定、及び激変緩和措置の一定量、グランドファザリングの検討の中で、軽減に資する具体的措置を図っていただくことを要望します	第1フェーズにおける激変緩和措置の量については、本中間とりまとめにおいて、「化石電源グランドファザリング(特例措置)の設定基準年を2018年度に設定したこと等に鑑み、2020年度の中間目標の設定に際し、精査を行っていく」とされており。
20	上記と同様の趣旨から、今回の中間とりまとめの範囲外ではありますが、FIT非化石取引の最低価格1.3円/kWhについて最大限の低減を図っていただくことを要望します	FIT非化石証書の最低・最高価格については、初年度の取引動向を踏まえて、今後必要に応じ検討させていただきます。
21	P21、委員・オブザーバーの主な意見・事業者によって目標を変えるべき。小売電気事業者全員に44%が課せられている点について、原子力・大型水力の保有状況が各事業者の非化石電源の保有状況に大きく影響することは明確ですから、すべての事業者一律の目標を課することは不適切ではないかと考えております。過去の総括原価主義料金の下で一部の事業者のみが保有する原子力・大型水力は再エネとは別枠で管理し、再エネだけの目標とすることについて、第2フェーズで議論をしていただきたいと思いますと考えております。また、第2フェーズにおいて、抜本的見直しが行なれない場合は、第1フェーズに引き続き、非化石証書購入量割合を全事業者一律にする措置を要望します	高度化法の2030年度目標である非化石電源比率44%は、平成27年度の電力基本政策小委員会において、パリ協定などの国際協定を背景として、電事法第二弾改正とエネルギーミックス策定といった国内法制度を踏まえて設定されたものです。
22	P37、非化石証書の購入費用に係る円滑かつ適正な価格転嫁について、旧一電に限らず、小売事業者として増加した費用を価格転嫁しやすいよう、広報活動だけでなく、非化石証書の負担を原価算入し、価格転嫁を要望します。それと同時に収入の二重回収を回避すべく、発電事業者側には使途限定とする非化石収入の積立制度の設立を要望します。	非化石証書の購入費用の料金転嫁については、本中間とりまとめにおいて、「国は、小売電気事業者及び需要家に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と考えられる」とされており。
23	P38、旧一般電気事業者が非化石証書の販売収入を発電部門から小売部門に不当に内部補助を行うことが懸念されておりますが、非化石証書で得られた資金が目的通りに利用されているかどうかを定期的に確認するだけでは不十分と考えます。前述の通り、発電事業者側には使途限定とする積立制度の設立を要望します	非化石証書の収入については、本中間とりまとめにおいて、発電事業者に対して以下のような非化石電源の利用促進への取り組みに証書収入を使うことを求めることとされており。 非化石電源設備の新設・出力増 非化石電源を安全に廃棄するための費用等 非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等
24	P29、第1フェーズの評価は、第1フェーズ期間終了後の2023年度に行うとなっておりますが、期中でも非化石証書が利用状況を把握し、目的通り非化石電源を増やすことに資金が利用されているかどうかを確認し、また、旧一電の小売価格や社内取引価格を監視するなど、旧一電と新電力で公平な競争状況が確保されているかについて、必要に応じて、第1フェーズ途中であっても制度の条件の見直しをしていただきたいと思いますと考えております	制度の見直しについては、本中間とりまとめにおいて、「非化石証書の調達に伴う小売電気事業者の競争環境に与える影響や非化石電源の利用の促進状況について必要に応じて検証を行い、必要があると認められる場合には、柔軟かつ速やかな対応を行うなど不断の見直しを行うことが考えられる」とされており。
25	[第1フェーズにおける中間目標値設定] 中間目標値設定におけるグランドファザリング設定総量の扱いや激変緩和措置について、エネルギーミックス実現のため、非化石電源の維持開発インセンティブに寄与する観点が必要である一方、小売事業者の負担も配慮したバランスの良い仕組みが必要と考える。 具体的には、2018年度を基準年としたことに鑑み2018年度FIT余剰非化石電気相当量を激変緩和量とすることに加え、証書購入費用の円滑・適切な価格転嫁のため、本制度の趣旨について国から広報するとともに、特に経過措置料金において適切かつ機動的に転嫁できる仕組みを講じるべきと考える。	非化石証書の購入費用の料金転嫁については、本中間とりまとめにおいて、「国は、小売電気事業者及び需要家に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と考えられる」とされており。
26	[第2フェーズ以降の中間目標] エネルギーミックスを実現し、脱炭素社会を目指すためには、全ての非化石電源が重要な役割を担うことから、既存の非化石電源も含め等しく評価した上で、全ての非化石電源に証書販売収入が生まれることで非化石電源維持開発にも資すると考える。 また、小売事業者は調達先に関わらず等しく目標が設定され、そのための費用負担が等しくなることで公平性が担保されると考える。 したがって、現行告示どおり全ての小売事業者が44%実現に向けて、小売事業者間の競争に与える影響にも留意しつつ、グランドファザリングを漸減・撤廃させていくべきと考える。	第2フェーズ以降の目標設定については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズ以降においては、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、化石電源グランドファザリング(特例措置)の在り方を適切に見直すことを基本とし、2021年7月以降、議論することとする」とされており。御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
27	[非化石証書販売収入の使途] 非化石電源を維持拡大するとともに小売事業者間の競争中立を図るためには、販売収入を非化石電源に充当することが必要だが、新規投資だけでなく日常的な修繕や設備投資等が必要である観点も含め、過剰規制にならない仕組みとすべきと考える。	非化石証書の収入については、本中間とりまとめにおいて、発電事業者に対して以下のような非化石電源の利用促進への取り組みに証書収入を使うことを求めることとされており。 非化石電源設備の新設・出力増 非化石電源を安全に廃棄するための費用等 非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等
28	[税法上の所要の整備について] 非FIT非化石価値取引開始に伴い、収入金額に対し法人事業税を課される発電・小売電気事業者については、それぞれの非化石価値の取引に係る収入金額に係る課税標準に關し、同一の価値について重複して法人事業税が課される虞がある。 第二次中間取りまとめP45にもあるとおり、上記による二重課税が生じないよう税法上の所要の整備を実施していただきたい。	税法上の所要の整備に関する御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
29	[既存契約見直し指針について] 民衆の契約の見直しについては、基本的な考え方に則りつつも、個々の契約によりその背景や運用実態等も異なることから、当事者間の意思が十分に尊重されることが重要と考える。一方で、非化石価値取引においては、第1フェーズにおける化石電源グランドファザリング導入趣旨を踏まえ、既存契約が基準値に含まれていることを前提に非化石価値が小売事業者に移転されるべきと考える。	既存契約見直し指針に関する御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
30	親 BG がまとめて電気を調達して、JEPX 未登録の子 BG に配るといった取引が行われている。そのため、非化石証書についても同様の取引を可能とすることで、取引の実態に即したものとなり、JEPX 未登録の子 BG にとっては証書購入が容易になると考えられ、また、発電 BG の親を通した販売を認めることで非化石証書の流動性が増し、柔軟な取引が可能になると考えられるため、親 BG を通した購入(需要 BG 側)及び販売(発電 BG 側)を認めていただきたい。	小売電気事業者間の証書の転売については、本作業部会(平成30年3月23日)において、「転売を可能とした場合、利益調整を目的とした小売事業者間の取引が行われる、証書を実需以上に購入することによって小売電気事業者の利益操作が可能となってしまうといった税務上の懸念があることから、当面、小売電気事業者間の証書の転売は出来ない仕組みとする。」とされており。
31	再エネ指定証書の細分化の検討に際しては、グリーン電力証書の電源別取引状況を勘案していただきたい。	FIT非化石証書については、証書に対応する電源種や発電所所在地等属性情報を明らかにすることに関してどのような事業者ニーズが存在するかを把握すると共に、属性情報の管理・追跡のためにどのようなトラッキングスキームが必要となるのかについても検討を進めた上で、試行的に取引を実施しました。また、本中間とりまとめにおいて、「このトラッキングスキームの導入によって、小売電気事業者においてFIT非化石証書の由来となった発電所を明らかにすることが可能となり、当該トラッキング付非化石証書については、需要家のRE100に対する報告に活用することも可能」とされており。
32	グランドファザリングの設定基準年が2018年度に設定されたこととの整合性を踏まえ、激変緩和措置として中間評価の基準から控除する量は、2018年度の余剰非化石電気相当量とすることが適切と考える。また、非化石電源の稼働状況を踏まえた柔軟な取扱いを可能とし事業者の経営自由度を確保する観点、また、市場価格の安定化を図る観点から、第2フェーズ以降も複数年度の平均値で評価するよう検討いただきたい。 今回提示された証書購入コストの試算結果から想定される小売電気事業者の負担額は巨額であり、事業者の経営に大きな影響を与えうるものと認識している。 仮に、今後、小売電気事業者に対して追加的な環境政策が課せられる場合には、更なる負担増に繋がる虞があるため、他の環境政策導入にあたっては、二重規制とならないよう慎重に検討していただきたい。	第2フェーズ以降の目標設定については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズ以降においては、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、化石電源グランドファザリング(特例措置)の在り方を適切に見直すことを基本とし、2021年7月以降、議論することとする」とされており。
33	P20(本文)3～7行目「2030年44%目標は長期エネルギー需給見通しに基づき、全事業者が努力して今後達成していくべき目標である。高度化法判断基準(告示)においては、全ての小売電気事業者に対し努力を求めており、2030年時点での各小売電気事業者に課された目標を現時点で変更することは、全ての小売電気事業者が目標達成に向けて努力を行うという趣旨に照らして不適当と考えられる。」を削除し、以下の文章を挿入する。 「長期エネルギー需給見通しに基づき2030年度に国全体の排出係数0.37kg-CO2/kWhの達成へ向け、各事業者の事業形態に応じた取組を集結し、低炭素社会の実現に向けて努力する必要がある、その達成に向けて本市場が活用されるべきものである。」	高度化法の2030年度目標である非化石電源比率44%は、平成27年度の電力基本政策小委員会において、パリ協定などの国際協定を背景として、電事法第二弾改正とエネルギーミックス策定といった国内法制度を踏まえて設定されたものです。

34	P26 (本文)1行目に、以下の文章を挿入する。 「なお、2030年における排出係数の目標値である0.37kg-CO2/kWhを達成している化石電源グランドファザリング(特例措置)事業者においては、非化石電源比率の目標を緩和する等の措置を検討する。」	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、今後の参考とさせていただきます。
35	過去に政策的に公共的な社会インフラとして総括原価方式の下で建設された大型水力や原子力発電の非化石価値の扱いについては、その公共的な位置づけを踏まえた制度を検討すべきである。	エネルギーミックスと整合的な高度化法の目標を達成するためには、全ての非化石電源が重要な役割を担うことから、既存の非化石電源も含め等しく評価することが重要と考えております。 また、本中間とりまとめにおいて「第1フェーズにおいては、化石電源グランドファザリングを導入することで、目標達成に必要な非化石証書購入量割合を全事業者一律としており、第2フェーズ以降の目標設定については、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、化石電源グランドファザリング(特例措置)の在り方を適切に見直すことを基本とし、2021年7月以降、議論する」とこととされております。
36	卒FIT電源の認証のために、どのような手続きが必要になるのでしょうか。必要な情報などがあるのであれば、早く公表いただきたいと思います。また、蓄電池を設置している場合の卒FIT認定量の取り扱いについては、どのようなようになるのかについても整理をお願い致します。	頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
37	中間目標が入るタイミングでは、転売ができるのかについて、整理をお願い致します。	小売電気事業者間の証書の転売については、本作業部会(平成30年3月23日)において、「転売を可能とした場合、利益調整を目的とした小売事業者間の取引が行われる。証書を実需以上に購入することによって小売電気事業者の利益操作が可能となってしまうといった税務上の懸念があることから、当面、小売電気事業者間の証書の転売は出来ない仕組みとする。」とされております。
38	化石電源グランドファザリング(特例措置)を設定した事業者がシェアを拡大した場合には、グランドファザリング設定者の加重平均を販売電力量拡大分のグランドファザリングとするとありますが、単に加重平均するのではなく、実体にあわせて数値目標を設定する方が望ましいのではないのでしょうか。	化石電源グランドファザリングを設定した事業者がシェアを拡大した場合の目標設定については、本中間とりまとめにおいて、「化石電源グランドファザリング(特例措置)を設定した事業者がシェアを拡大した際に実態に合わせて数値目標を設定した場合、非化石電源の利用拡大が遅れることが懸念される一方で、販売電力量を増加させた分について通常の目標を課す(グランドファザリング無しとする)場合、自由競争上、大きな阻害要因となると考えられるため、第1フェーズにおける措置として、化石電源グランドファザリング(特例措置)の加重平均を販売電力量増加分の化石電源グランドファザリング(特例措置)として設定する」とこととされております。
39	原則として、市場を介した取引とすべきではないでしょうか。仮に、グループ内取引が実施される場合においては、不透明な取引の温床とならぬよう、しっかりとした監視が必要ではないかと考えます。	非化石証書のオークションの入れに関する監視については、本中間とりまとめにおいて、「グループ内取引の証書の範囲に制約をかけた結果、グループ内取引の範囲外の証書はグループ外に販売されることが経済合理的であると考えられるところ、まずは発電事業者の経済合理的行動に期待し、発電事業者に対して、証書をJEPXのオークションで販売することを強制しなくても良いと考えられる。」とされております。
40	既存契約見直しGLIにおいて、「価格が維持されたまま非化石証書が移転するケース」も想定されていますが、原則として非化石価値は追加で価格を顕在化させる、または全量を発電事業者が市場へ販売すべきではないでしょうか。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
41	37頁小売電気事業者の証書購入費用負担について、(前略)小売電気事業者の事業環境の影響については、中間評価の基準導入後に改めて確認を行っていく。中間評価の基準導入後に改めて「確認を行い、必要に応じて柔軟かつ速やかに対応を行う」と追記してはどうか。	頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
42	小売電気事業者全体が適正に価格転嫁できるよう、例えば燃料費調整制度と同様に制度的に担保してはどうか。制度として指標が示されれば、円滑かつ適正に価格転嫁可能となる。	非化石証書の購入費用の料金転嫁については、本中間とりまとめにおいて、「国は、小売電気事業者及び需要家に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と考えられる」とされております。
43	グランドファザリングは、足元での非化石価値の調達環境に事業者間の違いがある中、事業者間の公平性を担保するために導入されるものと認識。このため、基準年とされる2018年度時点の調達環境から大幅な事情の変更があった場合においても、事業者間の公平性が適正に担保されるよう、グランドファザリング及び目標値の算定が行われるべきである。 具体的には、非化石電源の停止や既存契約の見直し等、2018年度からの非化石価値の調達環境に変化が生じる場合には、当該事情を適切に反映の上、全事業者のグランドファザリングや目標値の算定が行われるべき。また、事情の変更は極力最新の情報を反映することが望ましいことから、当該年度の供給計画(X年度供給計画におけるX年度諸元)までを見たと、X年度のグランドファザリング及び目標値の算定が行われるべきである。 また、当該X年度中に大幅な事情変更が生じた場合においても、特定の事業者に過度な負担を強いることがないよう、個社の目標や中間評価において配慮が行われるべきである。	非化石電源の調達環境の大幅な事情の変更については、本中間とりまとめのP25、31の脚注において、「高度化法の対象事業者の目標値や化石電源グランドファザリングの算定において、大幅な事情の変更が見込まれる場合は精査を行う」とこととされております。
44	非FIT非化石証書の制度設計に当たっては、その電源として、大型水力、原子力の区分を明示すべきである。また、その電源情報を小売事業者が入手できるしき目を整えるべきである。	FIT非化石証書については、証書に対応する電源種や発電所所在地等属性情報を明らかにすることに関してどのような事業者ニーズが存在するかを把握すると共に、属性情報の管理・追跡のためにどのようなトラッキングスキームが必要となるのかについても検討を進めた上で、試行的に取引を実施しました。また、本中間とりまとめにおいて、「このトラッキングスキームの導入によって、小売電気事業者においてFIT非化石証書の由来となった発電所を明らかにすることが可能となり、当該トラッキング付非化石証書については、需要家のRE100に対する報告に活用することも可能」とされております。
45	卒FIT電力の買取主体として昨年来想定していた「アグリゲーター」の定義および位置付けを整理いただくとともに、実務上および経済上、アグリゲーターが小売電気事業者と比べて不利な扱いを受けることのないよう、小売電気事業者ライセンスをもたず、卒FIT電力を買い取り専ら小売電気事業者およびJEPX向けに卸売を実施する事業者を「アグリゲーター」として定義し、実質的に卒FIT発電者に代わって小売電気事業者やJEPXに卒FIT電力を販売する(発電事業者に準ずる、あるいは電力の受託販売を行う)事業者として位置付け、非FIT発電事業者と同様、小売電気事業者および非化石取引市場に売却することで証書を取引することを認めて頂きたい。	アグリゲーターが卒FIT電気を調達した場合の非化石価値の取り扱いに関する頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
46	1認定の取得、および証書化に必要な手続きを早期に開示いただきたい。 2小売電気事業者以外のアグリゲーターが買い取る場合の手続についても併せて検討いただきたい。	アグリゲーターが卒FIT電気を調達した場合の非化石価値の取り扱いに関する頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
47	2030年度の非化石電源比率44%の目標については、第2フェーズの詳細設計の議論を行う前に、必ず妥当性・数値の見直し含め検討を行った上で第2フェーズ以後の制度設計を進めていただきたい。	高度化法の2030年度目標である非化石電源比率44%は、平成27年度の電力基本政策小委において、パリ協定などの国際協定を背景として、電事法第二弾改正とエネルギーミックス策定といった国内法制度を踏まえて設定されたものです。
48	オープンで開かれた国民意見の聴取が必要 p.3にて、作業部会のとりまとめは「開かれた検討プロセス」であると述べている。しかし、この間、最終的にはもっとも影響を受ける電力消費者からの意見聴取はほぼ行われていない。これまでのパブリックコメントでは、制度の導入を前提とした、きわめて技術的な内容を国民に問うている。また国民の負担がどうなるのかについても明確な説明はされていない。これでは国民から意見を聴取することは困難だ。 電力システムという国民生活の基盤に大きな変更をもたらす制度変更であるのだから、せめて、全国各地で国民に対する意見聴取会を開催するべきだ。	本作業部会は、資料等を公開させていただいている他、抽選による一般傍聴を認めており、多くの方が検討状況をフォローできるようにしました。 今般のパブリックコメント募集期間についても、令和元年6月4日から令和元年7月3日までの30日間とさせていただきます。こうした中で寄せられた様々な御意見につきましても、精査し、対応させていただきます。
49	非化石価値取引市場での非化石証書に原発を含むべきではない。 pp.7-8にて、2030年度目標は、「2030年度において非化石証書を含め非化石エネルギー源が十分に調達できる環境にあることを前提として、報告対象事業者46社中45社が44%以上と回答した。他方で、目標達成の方法は、多くの事業者が非化石証書の購入を挙げた。また、一部の事業者は公営水力事業者等との契約、水力発電所等非化石電源の安定操業、原子力再稼働等を挙げた」とある。 一方、長期エネルギー需給見通しにおいて、原子力の供給比率は20-22%とされている。この達成にはおよそ30基程度の原発稼働が求められるが、2019年現在、9基しか再稼働できておらず、2030年時点での程度が再稼働できるかは不透明だ。OCCTOが取りまとめた2019年度供給計画によれば2028年度時点で再エネの供給量は2030年目標にほぼ到達している。 2030年非化石電源比率44%という目標は、パリ協定における中間目標である温室効果ガス2030年度26%削減(2013年度比)に不可欠であり、この目標達成が不透明な状況は国際公約を守れないことにつながる。 RE100に加盟、もしくは加盟を検討する日本企業は50社を超えており、長期的には、再生可能エネルギーからの電力供給が不足することも懸念される。長期エネルギー需給見通しの原発比率が達成できない場合でも44%目標を達成するために、原発はそもそも、非化石価値として認定するべきではない。	高度化法において、原子力は再エネと同様に非化石電源の一つとして位置付けられております。このため、高度化法の非化石電源比率の目標達成のツールとして用いられる非化石証書においても、再エネと同様に非化石証書の対象としております。
50	非化石価値取引市場に先物市場、または先渡し市場を設置すべき 非化石価値取引市場では、4半期ごとのオークションが行われることになるが、これでは、価格指標性が不十分だ。非化石証書の供給量は、非化石電源に比例することから、将来の非化石価値が高まることから予想されれば、非化石電源を設置するインセンティブが働く。将来の非化石価値を取引可能とするため、先物市場、または先渡し市場を設置するべきだ。	2030年度目標(非化石電源比率44%)達成の確度を高めるために定量的な中間評価の基準を設け、その基準となる目標値を毎年度設定することとしております。また、当該目標達成のために非化石証書の取引が発生することで、その取引による収入が非化石電源への維持・開発に係るインセンティブを与える仕組みとしております。

51	<p>非化石価値電源保有の不公平性 非化石電源とされる水力および原発はそのほとんどを旧一般電気事業者が確保しており、新電力の参入余地は少ない。一方で、このような電源の多くは総括原価方式の下で設置されており、国民負担で投資回収が行われてきた経緯がある。</p> <p>よって、こうした電源の持つ非化石価値は全量市場に供出し、全事業者が平等な状態で非化石価値を負担する制度を導入すべきだ。また、もともとこうした電源を設置した際には、非化石価値収益が発生することは期待されていなかったことから、こうした電源から発生した非化石収益は国庫に還付のうえで、FIT非化石証書の取り扱いと同様に、固定価格買取(FIT)制度による国民負担の軽減に資すべきだ。</p>	<p>化石電源グランドファザリングは、非化石電源の保有状況を踏まえた新規調達に困難性や事業環境の激変を防ぐためのものであり、この化石電源グランドファザリング導入によって、事業者の非化石電源の保有状況にかかわらず、事業者が目標達成のためにグループ外から調達する非化石証書購入割合が同じ水準となるようにするものです。</p>
52	<p>「化石電源グランドファザリング」については、非化石電源の低い事業者の事業環境の激変を防ぐという観点からは一定の効果は期待できるものの、歴史的な経緯による旧一般電気事業者への非化石電源の偏在という実態を踏まえていないという現行の高度化法の目標の根本的・本質的な課題にはメスを入れておらず、問題の先送りすぎない。</p> <p>中間とりまとめ(案)記載にある通り、「化石電源グランドファザリング」については、一部の委員からは積極的に支持を表明する意見があったものの、多くの新電力オブザーバーから懸念が出された事実を踏まえれば、「本作業部会では強い支持があった」という表現は、作業部会での議論の実態を適切に反映しておらず、「本作業部会では一部の委員から強い支持があった」に表現を修正するべきである。</p>	<p>化石電源グランドファザリングの考え方については、本作業部会における委員、オブザーバーともに支持があったものと理解しております。なお、新電力オブザーバーの意見の内容については、本中間とりまとめP.46脚注に記載させていただいております。</p>
53	<p>グランドファザリングが実施されても、高度化法の目標の事業者間の不公平感が根本的に解消されるものではないことを踏まえ、「一定量」の水準については、2018年度の「剰余非化石電気相当量」の実績を踏まえつつも、それだけに囚われず、競争影響への緩和の観点から最大限の量となるよう、引き続き制度検討作業部会において議論を深めるべきである。</p>	<p>第1フェーズにおける激変緩和措置の量については、本中間とりまとめにおいて、「化石電源グランドファザリング(特例措置)の設定基準年を2018年度に設定したこと等に鑑み、2020年度の中間目標の設定に際し、精査を行うっていく」とこととされております。</p>
54	<p>本来発電コストで回収すべき原発の廃炉や福島事故・賠償関連対応費用を託送料金で新電力を含む需要家から広く回収することが決定している実態を踏まえれば、少なくとも原子力の非化石価値の証書収入については、送配電部門に帰属させて対応費用の原資に充てるべきであり、発電部門に帰属させるのは適切ではないのではないか。</p> <p>仮に発電部門に帰属させる場合でも、非化石証書収入を「非化石電源設備の新設・出力増」のために使うことは、電源の新規立地を行おうとする発電事業者間のイコールフットリングが確保できないことから、証書収入の用途として適切ではなく用途の対象から外すべきである。</p> <p>また、仮に、用途として、「非化石電源設備の新設・出力増」を認める場合でも、その対象となる「非化石電源設備」については、少なくとも、国民負担を前提として成り立つ"FIT電源"は対象外とするべきである。</p>	<p>発電事業者間の競争環境については、本中間とりまとめにおいて、「高度化法は非化石電源の利用の拡大を図ることを目的としており、高度化法の運用の結果、非化石電源の競争力が相対的に高まる(化石電源の競争力が相対的に低下すること自体は法律の趣旨に合致していると考えられる。）」とされております。</p>
55	<p>「不当な内部補助」の監視の必要性は理解するものの、非化石電源を持たない新電力から非化石電源を持つ旧一般電気事業者への利益移転自体が本質的な問題であり、「お金」自体には色はない中で、(利益が移転した後の話である)用途制限や不当な内部補助を規制すれば、現行の高度化法の目標に係る問題が解決されるわけではないことに留意すべきである。その上で、非化石価値取引市場については、適正取引の観点から、以下の点に着目した市場監視等も必要不可欠であり、規制当局においては適切に実行していただきたい。</p> <p>① (ペーロード電源市場と同様に)旧一般電気事業者の非FIT非化石証書の市場への供出価格と、旧一般電気事業者の小売間の社内取引価格との内外無差別 ② 非FIT非化石電源を多く保有する支配的事業者による価格吊上げ・出し惜しみ等、支配的事業者の非FIT非化石証書の市場への入札行動に着目した市場監視 ③ 非FIT非化石電源を多く保有する支配的事業者に対して、市場への入札価格に対しての説明責任を課すことを予め明確にすること。</p>	<p>小売電気事業者の競争環境については、本中間とりまとめにおいて、「中間評価の基準導入後に改めて確認を行っていく」とこととされております。</p>
56	<p>仮に、非化石証書価格が1.3円/kWhと仮定した場合の試算でも、新電力の利益水準の実態を鑑みれば、新電力の経営に与える影響は甚大であり、直ちに最低価格水準の見直し(引き下げ)の実施を検討するべきである。</p> <p>また、FIT非化石証書の需要拡大の観点からは、1.3円/kWhを引き下げることによって、証書の取引の流動性を高めることができれば、FIT賦課金(国民負担)の低減にも寄与すると考えられる。</p>	<p>FIT非化石証書の最低・最高価格については、初年度の取引動向を踏まえて、今後必要に応じ検討させていただきま。</p>
57	<p>全事業者が平等にアクセスすることが可能な再エネのみについて全事業者に目標を設定し、原子力・大型水力などは別枠管理することを検討していただきたい。</p>	<p>第2フェーズ以降の目標設定については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズ以降については、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、化石電源グランドファザリング(特例措置)の在り方を適切に見直しすることを基本とし、2021年7月以降、議論することとする」とされております。</p> <p>また、第2フェーズ以降の中間評価の基準の在り方については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズの中間評価の基準となる目標設定については、小売電気事業者による原子力や大型水力等の電気の調達環境も勘案しつつ、全小売電気事業者が再エネ等の利用促進に最大限努力するインセンティブを持つような目標設定が重要と考えられる。」とされております。</p>
58	<p>高度化法・省エネ法ともに真摯に取り組んでいる事業者が損をしない制度的措置を希望。例えば意図的に未達のままでいる事業者の存在を監視し、是正勧告や場合によっては相応のペナルティなど、実効性の高い仕組みを構築して頂きたい。</p>	<p>第1フェーズにおける中間評価については、2020年度～2022年度の3年間の目標値の平均値と、対象事業者の3年間の非化石電源比率の実績値の平均を比較し評価することとしており、2023年度に評価を行うこととしております。</p> <p>また、第2フェーズ以降の中間評価の基準の在り方については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズの中間評価の基準となる目標設定については、小売電気事業者による原子力や大型水力等の電気の調達環境も勘案しつつ、全小売電気事業者が再エネ等の利用促進に最大限努力するインセンティブを持つような目標設定が重要と考えられる。」とされております。</p>
59	<p>「目標値達成に必要なグループ外又は市場からの証書購入量は同じ割合となる」との記載であるが、旧一般電気事業者は大型水力、原子力を所持しているため、目標値達成に必要なグループ外又は市場からの購入量については、自身でグループ外又は市場に供出した証書を買戻している行為に等しいため、実質的な負担増にはならないと思われます。そのため、全事業者において同じ割合となった場合、大型水力や原子力にアクセスできない新電力にとっては、今回の証書購入量の割合に不公平感を覚えます。ひいては旧一般電気事業者が証書の市場供給で利益を得る一方、新電力の多くは証書購入費により価格競争力が低下し、長期的には電力システム改革の目的である「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する」への悪影響が懸念されます。</p>	<p>小売電気事業者の競争環境については、本中間とりまとめにおいて、「非化石証書の調達に伴う小売電気事業者の競争環境に与える影響や非化石電源の利用の促進状況について必要に応じて検証を行い、必要があると認められる場合には、柔軟かつ速やかな対応を行うなど不断の見直しを行うことが考えられる。」とされております。</p>
60	<p>非化石証書の購入費用については、料金転嫁が難しいため、国に中間評価基準の導入等の趣旨の広報を求めるとともに、旧一般電気事業者は大型水力、原子力を所持しており今回の法制度において有利なこと、高度化法において規模により対象とならない事業者もいることを合わせて周知いただきたい。また、旧一般電気事業者が非FIT非化石証書の売上について小売部門への不当な内部補助が確実に行われないよう監視体制及び規制の設定を求めます。</p>	<p>非化石証書の購入費用の料金転嫁については、本中間とりまとめにおいて、「国は、小売電気事業者及び需要家に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と考えられる」とされております。</p>
61	<p>販売量1kWhあたりの単価に直すと平均 約0.13円/kWhの負担増に見えるが実際は証書購入金額がそのままコスト増＝利益減に直結するものであり、仮に10億kWhの販売電力量で証書購入量が10%の場合、1億3千万円の利益圧迫となり、経営に大きな影響を与えます。そのため、売上基準で証書の購入コストの割合を記載している本文は小売電気事業者の負担が少ないように誤解を招くため不適当と考えます。</p>	<p>ご指摘の試算は、中間目標の達成に必要な非化石証書の購入費用が電気料金にどの程度のインパクトを与えるのか、という観点で試算しているものです。また、非化石証書の購入費用による小売電気事業者の事業環境の影響については、本中間とりまとめにおいて、「中間評価の基準導入後に改めて確認を行っていく」とこととしております。</p>
62	<p>P16(非FIT 非化石証書の約定 未約定分の取り扱いについて) 非 FIT 非化石証書は FIT 非化石証書と同様に非化石価値等の環境価値を有するものの、需要家全体が FIT 賦課金のように費用を負担しているという事情がないため、未約定分の非FIT 非化石証書の環境価値については、小売電気事業者に対する分配は行わないこととする。との記載があるが、P5(非化石価値取引市場の創設意義)に記載のとおり、非化石価値を顕在化させ取引を可能にするための制度であるが、未約定であることを理由に潜在化させることは趣旨に反するのではないかと。</p>	<p>FIT非化石証書については、FIT賦課金を負担している需要家に均等に帰属しているという点に鑑み、売れ残った当該証書の環境価値を小売電気事業者全体に分配しております。他方、非FIT非化石証書については、その由来となる電源はFIT制度による賦課金等とは無関係であり、需要家全体がFIT賦課金のように費用を負担しているという事情がないため、未約定分の非FIT非化石証書の環境価値については分配は行わないこととしております。</p>
63	<p>P25(化石電源グランドファザリング(特例措置)の適用方法について) FIT 非化石証書の購入という行為は、化石電源等の電気の調達環境を変化させるものではないため、化石電源グランドファザリング(特例措置)設定の基準から FIT 非化石証書購入分は控除することとする。ということであるが、FIT非化石証書を購入した事業者がいる場合、ダブルカウントにならないか。</p>	<p>「ダブルカウント」の趣旨が必ずしも定かではありませんが、化石電源グランドファザリングは、基準年における当該事業者の非化石電源の調達状況を踏まえて設定されるものであり、FIT非化石証書の購入という行為は、化石電源等の電気の調達環境を変化させるものではないため、化石電源グランドファザリング(特例措置)設定の基準からFIT非化石証書購入分は控除することとしております。</p>
64	<p>P27(小売電気事業者の販売電力量増加時 新規参入者の取り扱い) 化石電源グランドファザリングの加重平均を販売電力量増加分の化石電源グランドファザリングとして設定するとあるが、加重平均をそのまま事業者に提供した場合、競争上、大きな阻害要因となるため、当該事業者の目標を変えるべきではない。</p> <p>グランドファザリングありの事業者がシェアを伸ばす背景として、グランドファザリング無しの事業者がシェアを減らしている可能性が高いと想定され、そうした場合にグランドファザリング無しの事業者が調整するのは火力電源であるため、非化石電源の利用拡大の遅れは起こらないと想定される。</p> <p>グランドファザリングありの事業者の非化石電源の比率を高める場合、非化石証書だけでなく大型水力をはじめとした非化石電源の調達環境を整える必要がある。</p>	<p>本中間とりまとめにおいて、新規参入者の化石電源グランドファザリングの取り扱いについては、実態に合わせて数値目標を設定した場合、非化石電源の利用拡大が遅れることが懸念される一方で、販売電力量を増加させた分について、通常目標を課す(グランドファザリング無しとする)場合、自由競争上、大きな阻害要因となると考えられるため、第1フェーズにおける措置として、化石電源グランドファザリング(特例措置)の加重平均を販売電力量増加分の化石電源グランドファザリング(特例措置)として設定することとしております。</p>
65	<p>P33注釈(グループ内における証書の取引方法) 本作業部会において、委員より、社内取引や相対取引は不透明な取引の温床となりうるのではないかとといったことや、オブザーバーより、価格転嫁の観点から透明性があることが望ましいため極力市場を介す方が望ましい、という意見もあった。</p> <p>社内取引や相対取引の際の非化石証書の費用は不透明になる恐れが高いため、市場取引と比較した場合の費用水準を監視していくべきではないか</p>	<p>非化石証書のオークションの入札に関する監視については、本中間とりまとめにおいて、「グループ内取引の証書の範囲に制約をかけた結果、グループ内取引の範囲外の証書はグループ外に販売されることが経済合理的であると考えられるところ、まずは発電事業者の経済合理的行動に期待し、発電事業者に対して、証書をJEPXのオークションで販売することを強制しなくても良いと考えられる。」とされております。</p>

66	<p>P35(化石電源グランドファザリングと既存契約との関係)</p> <p>旧一般電気事業者の非FIT化石電源は総括原価方式時代に回収が終わっているものが多い。その中で、非FIT化石価値を一律に旧一般電気事業者から新規参入者が購入しなければならない理由は見いだせない。FITを利用しない、新設改修の非FIT化石電源に限って証書を流通することはできないか。</p>	<p>エネルギーミックスと整合的な高度化法の目標を達成するためには、全ての非化石電源が重要な役割を担うことから、既存の非化石電源も含め等しく評価することが重要と考えております。</p>
67	<p>P36(非化石証書収入の取り扱いについて)</p> <p>また、非化石電源の利用促進への取り組みを求める発電事業者に対しては、以下のような用途に証書収入を使うことを求めることとされているが、廃棄をした場合、非化石電源が減少してしまうことになるため、単独ではなく更新もセットで求める必要があるのではないかと。また、取組内容とそれに対する金額の妥当性も検証すべきではないか。</p> <p>非化石電源設備の新設 出力増 非化石電源を安全に廃棄するための費用等 非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等</p>	<p>本中間とりまとめにおいて、「非FIT化石電源を有する発電事業者に対して、非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取組へのコミットメントを、当面の間、求めていくこととする。また、当該発電事業者が証書の販売収入をどのように用いているのかについて、定期的に説明を求めていくこととする。」とされております。</p>
68	<p>P37(非化石証書の購入費用に係る円滑かつ適正な価格転嫁について)</p> <p>非化石証書購入による小売り料金への価格転嫁については、転嫁しない小売が登場することで適正な転嫁を巡らうとした小売の競争力を阻害することになることから、結果一律に転嫁による顧客離脱を恐れる流れを作り、小売負担を増やすことにつながらないか。FIT賦課金のように、一律の単価設定で転嫁する仕組みを提案することができないか。</p>	<p>非化石証書の購入費用の料金転嫁については、本中間とりまとめにおいて、「国は、小売電気事業者及び需要家に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と考えられる」とされております。</p>
69	<p>「非化石証書の購入費用の料金転嫁が難しいため、小売事業環境が一層厳しくなる」というオブザーバー意見は、他事業者との電気料金の価格競合の関係上、購入費用をそのまま転嫁することは容易にできず、結果的に事業者の負担が増えることを懸念した意見と認識している。</p> <p>規制当局が、高度化法の法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図ること自体については妨げるものではないが、国が所要の環境整備を行って、国民の理解と協力を得ることができれば、電気料金への転嫁が容易になって小売事業環境が改善されると考えているのであれば、基本的に筋が違うのではないかと考えられる。</p> <p>料金転嫁に向けた“環境整備”という名目の下で、高度化法の一律目標によって公平な競争環境が歪められるという、より本質的な問題の解決が置き去りにされるようなことがあってはならない。</p>	<p>非化石証書の購入費用の料金転嫁については、本中間とりまとめにおいて、「国は、小売電気事業者及び需要家に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と考えられる」とされております。</p>
70	<p>中間評価の基準を設定するにあたり、本作業部会では、事業者によって高度化法の目標を変えることで、小売電気事業者間のイコールフットを追求すべきとの意見と、用途制限等の厳格化を議論した上で整理が難しい場合に目標設定について議論すべきとの意見があった。また、高度化法の目標を事業者によって変えた場合には、様々な論点に対応する必要があることも議論された。</p> <p>小売電気事業者間の公平な競争環境の確保の観点からは、全小売事業者が努力をすれば調達可能である「再生エネルギー」を一律的な数値目標の対象とし、原子力・大型水力といった特殊な電源は、数値目標とは異なる位置付けにて国全体で管理するという考え方もあると思われる。</p>	<p>第2フェーズ以降の目標設定については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズ以降においては、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、化石電源グランドファザリング(特例措置)の在り方を適切に見直すことを基本とし、2021年7月以降、議論することとする」とされております。</p> <p>また、第2フェーズ以降の中間評価の基準の在り方については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズの中間評価の基準となる目標設定については、小売電気事業者による原子力や大型水力等の電気の調達環境も勘案しつつ、全小売電気事業者が再生エネルギー等の利用促進に最大限努力するインセンティブを持つような目標設定が重要と考えられる。」とされております。</p>
71	<p>原子力・大型水力等の大型非化石電源を持つ旧一般電気事業者とそれらを持っていない新電力に対して一律44%の非化石電源目標を課すという、現行の高度化法判断基準自体が問題であり、判断基準の見直しの実施を要望します。</p> <p>このような無理のある目標を新電力に課した場合、新電力の事業環境が悪化することにつながり、ひいては再生エネルギー開発の停滞につながると考えており、日本全体の低炭素化が遅れてしまうと考えます。</p>	<p>高度化法の2030年度目標である非化石電源比率44%は、平成27年度の電力基本政策小委において、パリ協定などの国際協定を背景として、電事法第二弾改正とエネルギーミックス策定といった国内法制度を踏まえて設定されたものです。</p>
72	<p>(高度化法の2030年度目標について)P39~P40</p> <p>他方で、自由化が進展するなかで、5億kWhという達成計画の対象事業者の基準の妥当性についても検討が必要である。なお、実態把握を行った上での今後の検討によることとなるが、例えば、1億kWhから提出事業者とした上で、今後段階的に目標を課すこと等が考えられると記載があるが、1億kWhという基準は根拠が乏しく、現状の5億kWhを高度化法対象事業者の基準として維持することを要望します。</p>	<p>高度化法の達成計画の妥当性については、本中間とりまとめにおいて、「達成計画の対象事業者の基準の拡大については、比較的規模が小さな新電力等も対象に含めることになることから、実態を踏まえた丁寧な検討が必要。」とされております。</p> <p>また、本中間とりまとめにおいて、「まずは5億kWh以下の小売電気事業者の実態把握を行うこととしつつ、高度化法の対象事業者から外れるために意図的に販売電力量を削減するようなケース等がみられた場合には、可能な限り速やかに対応策を検討することとする。具体的には、2018年度分の達成計画の提出後に、実態把握を行った上で議論することとする。」とされております。</p>
73	<p>小売電気事業者間のイコールフットを担保するためには、小売事業者に対して、目標を課すべき「非化石電源」の対象を改めて整理することが重要かと思えます。作業部会では、「再生エネルギー」を数値目標の対象とすることが望ましいという意見があり、事業者によって高度化法の目標を変えるか否かだけではなく、一律に目標を課すべき非化石電源とは何かという視点での検討も必要と考えられるため、新電力と旧一般電気事業者がある程度公平にアクセス可能な「再生エネルギー」を数値目標の対象とし、既存の原子力・大型水力については国全体で進捗を管理することも検討するべきではないかと考えます。</p>	<p>第2フェーズ以降の目標設定については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズ以降においては、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、化石電源グランドファザリング(特例措置)の在り方を適切に見直すことを基本とし、2021年7月以降、議論することとする」とされております。</p> <p>また、第2フェーズ以降の中間評価の基準の在り方については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズの中間評価の基準となる目標設定については、小売電気事業者による原子力や大型水力等の電気の調達環境も勘案しつつ、全小売電気事業者が再生エネルギー等の利用促進に最大限努力するインセンティブを持つような目標設定が重要と考えられる。」とされております。</p>
74	<p>現行の高度化法の目標の考え方は、歴史的な経緯による旧一般電気事業者への非化石電源の偏在という実態を考慮せずに、一律に44%の非化石電源目標を課すというものであり、この考え方を頑なに変えない場合、事業者間の公平な競争環境が歪められるだけでなく、新電力による再生エネルギーの新規立地に向けた体力・意欲や、低炭素化に向けた新サービスの開発などの創意工夫が阻害されることで、国全体の非化石比率の目標の達成の観点からも大きなマイナスになると考えられる。</p> <p>かかる観点からは、「不相当」であるのは、2030年時点での各小売電気事業者に課された目標を変更することではなく、現行の高度化法判断基準それ自体であることを規制当局は強く認識するべきである。</p> <p>他方、目標の変更が不相当という記載に、「現時点で」という前置きが入ったのは、作業部会及び基本政策小委において委員・オブザーバーから多く出された現行の高度化法の一律目標の考え方に対する批判的な意見を反映したものと評価できる。規制当局は、現行の高度化法の一律目標の考え方に対して、新電力だけではなく中立委員からも批判的な意見が多く出されたことを真摯に受け止め、高度化法の一律目標の見直しに向けた議論を引き続き実施するべきである。</p>	<p>高度化法の2030年度目標である非化石電源比率44%は、平成27年度の電力基本政策小委において、パリ協定などの国際協定を背景として、電事法第二弾改正とエネルギーミックス策定といった国内法制度を踏まえて設定されたものです。</p>
75	<p>(小売電気事業者間の公平な競争環境の確保に関して)全ての非化石電源を目標の対象とすることを所与の前提にして、事業者によって高度化法の数値目標の数字を変えるか、変えないかという視点で記載されているが、一律の数値目標を課すことを所与の前提にして、本来一律に数値目標を課すべき対象とする「非化石電源」は何であるべきかの視点からの議論も考えられるのではないかと。</p> <p>具体的には、全ての小売事業者が努力をすれば物理的・経済的に公平に調達可能である「再生エネルギー」を一律の数値目標の対象とし、歴史的な経緯で旧一般電気事業者に偏在する原子力・大型水力については、高度化法の数値目標の外数に置いて国全体で管理するという考え方もあるはずであり、本来あるべき公平な目標の実現に向けて引き続き議論を深めるべきである。</p>	<p>第2フェーズ以降の目標設定については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズ以降においては、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、化石電源グランドファザリング(特例措置)の在り方を適切に見直すことを基本とし、2021年7月以降、議論することとする」とされております。</p> <p>また、第2フェーズ以降の中間評価の基準の在り方については、本中間とりまとめにおいて、「第2フェーズの中間評価の基準となる目標設定については、小売電気事業者による原子力や大型水力等の電気の調達環境も勘案しつつ、全小売電気事業者が再生エネルギー等の利用促進に最大限努力するインセンティブを持つような目標設定が重要と考えられる。」とされております。</p>
76	<p>非FIT化石証書は不要である。その理由は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none">1)現在、「RE100」への参加が拡大し、再生エネルギー100%を目指す企業が増える中で、再生エネルギーに関しては“環境価値”が高まり相対取引が進んでいる。2)つまり、現実的には非FIT化石価値は原発に追加的な価値をつける制度であることは明白で、そもそも原発による電気に「環境価値」相当の価格をつけること自体がおかしい。3)小売事業者に2030年の非化石価値44%を義務付けたとしても、原発20~22%の実現が不可能であることは変わらず、すでに制度の破綻が目に見えている。4)またこの制度は、既存の「非化石電源」である原発や大規模水力をかかえる旧一般電気事業者にとって有利な制度だが、そもそも総括原価方式の制度下で原資を回収している電源に新たな価値をつけることは競争上公正とは言えない。	<p>エネルギーミックスと整合的な高度化法の目標を達成するためには、全ての非化石電源が重要な役割を担うことから、既存の非化石電源も含め等しく評価することが重要と考えております。</p> <p>また、電力システム改革貫徹のための政策小委員会(以下、「貫徹小委員会」という。)中間とりまとめ(平成29年2月)において、「発電段階で全ての非化石電源の非化石価値を分離し、全ての非化石電源を一律に証書発行の対象とする」とされております。</p>
77	<p>非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の取組として、再生可能エネルギー源を利用した電源の新増設が挙げられており、送電供給による再生エネルギーと同様の効果がある再生エネルギー自家消費電力量も対象とした方が、合理的と考えられるため、再生可能エネルギーによる自家消費の電力量も高度化法の目標に入れることを検討いただきたい。</p> <p>また、原子力や大型水力を保有しない新電力は取組に限られている中、取組可能な選択肢を増やすべきと考える。</p>	<p>高度化法は小売供給のために供される電気に対する規制であり、自家消費分の電気は高度化法の対象外となっております。</p> <p>また、非化石価値は、「非化石価値取引市場について(平成29年12月)」において、「高度化法の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値」と定義されております。このため、高度化法の規制対象外となっている自家消費電力に対して、非化石価値は認められておりません。</p>
78	<p>非化石価値は需要家まで転嫁されていくことが低炭素化、脱炭素化のためには望ましい方向であり、このためには国が率先して需要家・国民に対する啓発を行っていき、事業者努力と需要家の意識改革を喚起する事が重要である。</p> <p>国は高度化法第14条(転嫁についての国民への周知努力義務)を着実に履行し、国民の理解が深まる様な施策をお願いしたい。</p>	<p>非化石証書の購入費用の料金転嫁については、本中間とりまとめにおいて、「国は、小売電気事業者及び需要家に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と考えられる」とされております。</p>
79	<p>非化石価値取引市場は再生可能エネルギーと原子力を同じ市場で取引をするものであり、2030年の目標の44%もエネルギーミックスの再生エネルギーと原子力の目標である。原子力発電を存続させるためのものであり、再生エネルギーと同じ市場で取引をするべきではない。</p>	<p>非化石証書の種類については、本作業部会での議論を踏まえ、FIT化石証書、非FIT化石証書(再生エネルギー指定)、非FIT化石証書(指定無し)の3分類としております。</p> <p>また、原子力由来の証書は非FIT化石証書(指定無し)として取引され、非FIT化石証書(再生エネルギー指定)とは別分類としております。</p>

80	<p>原発、大型水力は、総括原価方式のもとに建設された電源である。「非FIT非化石証書」により、電気そのものの価格に加え「追加的に」発電事業者に入りが入るとすれば、競争上の観点から適切とはいえない。収入は非化石電源の維持管理や更新、新增設のために使うこととされているが、大手電力が、小売り部門の値引きの原資とする恐れがある。監視する方法について議論されているが、実効性に疑問がある。特に原発については、今後できるかぎり早期に廃止していくべき電源であるため、収入が「維持管理や更新、新增設」に使われることは、エネルギー基本計画の方針にも反する。原発の非化石価値収入は、せめて損害賠償や廃炉に明確に限定されるべき。</p>	<p>非化石証書の収入については、本中間とりまとめにおいて、発電事業者に対して以下のような非化石電源の利用促進への取り組みに証書収入を使うことを求めることとされております。 非化石電源設備の新設・出力増 非化石電源を安全に廃棄するための費用等 非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等 また、小売事業者の競争環境については、本中間とりまとめにおいて、「非化石証書の調達に伴う小売電気事業者の競争環境に与える影響や非化石電源の利用の促進状況について必要に応じて検証を行い、必要があると認められる場合には、柔軟かつ速やかな対応を行うなど不断の見直しを行うことが考えられる。」とされております。</p>
81	<p>トラッキングスキームの認知度を高める施策の検討を求めます。トラッキングスキームの導入により再生可能エネルギーの拡大に弾みが付くと考えますが、非化石証書を利用した電力メニューの開発や需要家の開拓が進んでいないことは残念です。認知度向上と制度の改善に期待します。</p>	<p>FIT非化石証書のトラッキングについては、本中間とりまとめにおいて、「トラッキングスキームの導入によって、非化石証書オークション参加事業者が増加したこと、今後購入量も増加していくことが期待されることから、2019年5月開催のオークション以降もトラッキング付非化石証書の販売に係る実証実験を継続する」としております。また、「トラッキングスキームを含め、環境意識の高い需要家のニーズを丁寧に捉えながら証書の魅力向上に一層努めていく。」とされております。</p>
82	<p>トラッキング付非化石証書の空押さえの防止策として、「まずは軽度のペナルティを導入する」「具体的には、次回以降のオークションにおいて、空押さえを行った事業者の名称と空押さえた属性情報の量を公表すること」とし、頻発する場合には「オークションへの参加を一時的に制限する」ペナルティが提案されている。しかし、この防止策では実効性がない。公正な市場にするためには、空押さえを禁止する原則を確立し、ペナルティをもっと重くするべきである。</p>	<p>トラッキング付非化石証書に係るペナルティについては、本中間とりまとめにおいて、「次回以降のオークションにおいて、空押さえを行った事業者の名称と空押さえた属性情報の量を公表することとする。また、今後空押さえが頻発するような事態となった場合には、違反の程度によってオークションへの参加を一時的に制限するなどのペナルティを設定することが考えられる。」とされております。今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
83	<p>トラッキング付非化石証書を活用した訴求方法について、確実に「電力小売ガイドライン(経産省)」への織り込みをお願いするとともに、小売事業者視点での訴求方法と併記する形で、本電力、証書の需要家視点での訴求方法についても例示等の形で記載をお願いしたい。また、グローバル企業が国際的に再生エネを訴求していく中で、「実質」再エネという表記は、英語表記や説明が非常に難しく、海外投資家やNGO団体等から理解を得られにくいと想像する。属性情報が明確になるトラッキング付FIT非化石証書は、再生エネの価値が担保される良い制度であり、多くの需要家に活用されるよう、誤解を招くリスクは極力排除頂きたい。よって、非化石証書(再生エネ限定)を活用した電力は「再エネ」とシンプルな表記が可能となるようお願いしたい。また、参考図1-48で整理されている現行制度では、産地価値、特定電源価値の保有・表示に関して「電気取引」と「トラッキング付非化石証書」の両方に存在する二重性が発生し、小売事業者・需要家双方の混乱・誤解を招くおそれがある。今後の議論の中では、これを回避するためにも、両価値は非化石証書側に属する形で一本化の検討をお願いしたい。欧州、米国などでは、この考え方が一般的になってきていることから、国内外のRE100参加企業(及びそのサプライヤ企業)などが再生エネ活用を進めていく上で、再生エネのトレーサビリティの二重性に対する潜在的なリスクが、非化石証書の再生エネの価値を低下させ、非化石証書の市場拡大を阻害する可能性があることへのご理解をお願いしたい。</p>	<p>「電力の小売営業に関する指針」において、「FIT電気については、賦課金を通じた国民全体の負担及び非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入により賄われているものであり、費用負担や二酸化炭素排出係数の取扱いが他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なり、火力発電による電気なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われるなど、非化石電源としての価値は有さないことに関する適切な注釈を付す必要がある。」とされております。また、本中間とりまとめにおいて、「トラッキング付非化石証書と組み合わせた電気の需要家への訴求内容について検討を進めることとする。その訴求内容の検討にあたっては、分かりやすさを図る観点に加え、電源構成等に関する誤解を招かない観点も踏まえた慎重な検討が必要になるものと考えられる。」とされております。</p>
84	<p>RE100参加の企業等が再生エネ利用を拡大するにあたっては、従来のFIT非化石証書に加えて、非FIT非化石証書についても同様に調達の選択肢になってくるため、トラッキング付の証書が選択できる制度を強くお願いしたい。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
85	<p>トラッキング付き証書や再生エネ指定証書などいわば「売れる」可能性の高い証書が十分かつ着実に入手可能となるよう、非化石価値を多く有する発電事業者に対する指針を導入頂くとともに、適切な遂行がなされているかの監視を合わせお願いしたい。ニーズの高い非化石証書に公平アクセス(十分な量・適当な価格)可能とするため、国は旧一般事業者発電部門に対し、偏りの無い非化石電源の調達に加えて、供出に関する指針も設けるとともに、適切な遂行がなされているかの監視をお願いしたい。非化石電源の偏りの無い供出義務量とは、例えばベースロード電源市場で算定されている様な方法で、一般電気事業者の電源比率・非化石BL電源比率・設備利用率を基に算定されるのが良いのではないかと。また、グループ外に供出される証書の流通量(電源種別、トラッキング)が、大手電力グループ外の購入者ニーズに十分対応し得る状況になっているか常に検証していく必要があると思料。</p>	<p>非化石証書のオークションの入札に関する監視については、本中間とりまとめにおいて、「グループ内取引の証書の範囲に制約をかけた結果、グループ内取引の範囲外の証書はグループ外に販売されることが経済合理的であると認められるところ、まずは発電事業者の経済合理的行動に期待し、発電事業者に対して、証書をJEPXのオークションで販売することを強制しなくても良いと考えられる。」とされております。</p>
86	<p>EU-ETSにおけるグランドファザリングに記載している情報をもとに今回の高度化目標を検討している。EU-ETSは純粋に排出事業者の話であり、非化石価値は発電事業者と小売事業者(=排出事業者)一体である事業者の存在を許容していることから同じ結論が帰結されるものではない。同じことをEU-ETSに例えれば、省エネ貢献量を認める話と類似ではないか。</p>	<p>グランドファザリングについては、環境適合を推進する市場を導入する際に、諸外国においては既存事業者の継続的な事業の実施に対して各事業者の置かれた状況を勘案する事例が存在するという点を参考に、従来化石電源等の電気を調達していた小売電気事業者について、非化石電源の電気を新規に調達することの困難性や事業環境の激変を防ぐという観点から、化石電源の調達に一定の配慮を行うことを目的に導入致しました。</p>
87	<p>トラッキング付き非化石証書について、発電事業者メリットが見出せない問題から、発電事業者によって参加意欲が見出せないというコメントが各説明会時に多く寄せられていると認識。PR効果以外のメリットについて検討することはできないか。</p>	<p>トラッキング付非化石証書については、本中間とりまとめにおいて、「FIT非化石証書需要拡大のためには、証書の付加価値を高め、新たな証書需要を喚起していくことが重要と考えており、トラッキングスキームを含め、環境意識の高い需要家のニーズを丁寧に捉えながら証書の魅力向上に一層努めていく。」こととされております。</p>
2. ベースロード市場について		
88	<p>① ベースロード電源の発電コスト算定に含まれる費用の明示 ② 電力・ガス取引等監視委員会による監視基準の明確化 ① 新電力として、ベースロード市場への入札に関心があるが、発電コストに含まれる費用がガイドラインでは必ずしも明確でないとの印象を受けます。特に原子力ではテロ対策や福島第一廃炉等、どのくらいコストが掛かるか不明であり、適正な入札価格が算定が困難です。発電コストに含まれる費用項目と概算費用につき事前に明示して頂く様、お願い申し上げます。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、大規模発電事業者におけるベースロード電源の平均コストは、当該大規模発電事業者のベースロード電源に係る水力発電費、火力発電費、原子力発電費及び新エネルギーの発電費の合計をベースロード電源の想定発電電力量で除したものとすることとなり、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」に準じたものとなっております。</p>
89	<p>② 旧一般電気事業者がグループ内小売会社に不当に安価に電気を卸した場合でも、例えば「減価償却済み電源が容量市場で収益を得た結果である」と釈明されるリスクはあると思料します。例えば、ベースロード市場の理論価格(計算上の発電コスト)を下回る価格でのグループ内の卸売りは原則禁止する等、監視基準の明確化につき提案申し上げます。</p>	<p>ベースロード市場ガイドラインにおいて、容量市場からの期待収入は、ベースロード市場の供出上限価格から控除することとなっております。また、監視の具体的な内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととされております。</p>
90	<p>電力・ガス取引監視等委員会の権限強化について、ご検討頂きたい。例えば、ベースロードGLIに「適切な量が市場に供出されていない場合または供出上限価格が適切に算定されていない場合は、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。」と規定されている。本件については、監視を実施するタイミングや罰則を具体的に規定すべきと考える。2019年5月31日開催 第32回制度検討作業部会において、松村委員が以下の発言をしている。『市場が開いて取引が行われてしまうと、あとで監視を行い、おかしい点が見つかったら、一年はその価格になる。だから、ある意味で事前に、おかしな価格ではなく、ちゃんと合理的に説明できる価格を第一回のときからちゃんと出してほしいため、ある意味で相当急ぐ話である。その点で、エネ庁がちゃんと見てくださると、約款をみるだとか、帳簿をみるというそういうレベルまではいかない範囲で、事前にちゃんとやっておくことがプレッシャーになって、あとから説明のつかないものを出さない圧力になっていると思う。そのため、これから詰めますはいいいのですが、是非とも起こっちゃった後で対応するのではなく、あらかじめちゃんとシュアになるように、ちゃんとみる、ということはいいをお願いしたい。』(経済産業省ホームページ 議事要旨より転記) 同GLIに「監視の具体的な内容や手法の詳細については、監視等委員会が必要に応じて検討を行う」とあるが、上記の松村委員の発言を踏まえ、エネ庁と監視等委員会で、現在どのような対応をされているのか、次回の制度検討作業部会にてご説明をお願いしたい。ご説明頂くタイミングとしては、初回オークションが実施される前が望ましいと考える。また、監視結果については速やかに開示して頂くと共に、判断理由も開示して頂きたい。これはベースロード市場に限らず、電力市場全般においてお願いしたいこと。監視等委の権限を強化することにより、情報開示をより促進し、市場の透明性を担保し、より公平な競争環境の構築につなげて頂きたい。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
91	<p>発電平均コストに「未稼働電源の固定費を含む」ことについて、見直す議論をお願いしたい。ベースロード市場は「廃炉会計」の導入の見返りとして浮上してきた経緯があると認識している。その点を踏まえ、全需要家で原子力を支えるのであれば、原子力を含むベース電源を新電力にも調達できるようにするのが筋と考える。今回取りまとめられた制度設計では、新電力のベース電源へのアクセスを助ける制度的措置としながら、安価な電力の調達を保障するような仕組みが盛り込まれているとは考えられない。</p>	<p>本中間とりまとめにおいて、新電力と旧一般電気事業者の小売部門とのイコールフットイングを図る観点から、グループ内の小売電気事業者に対する自己のベースロード電源の卸供給価格と比して不当に高い水準とならないよう、ベース電源の発電平均コストを基礎とした価格を上限にすることとされております。</p>
92	<p>・意見内容 石炭・原子力・大規模水力の一括市場を想定されているが、特定の電源を選びたいという事業者・消費者のニーズも踏まえ、電源種ごとにアクセス可能な(電源の紐づけを含む)市場整備をお願いします。 ・理由 原子力発電や石炭火力発電に依存しない電源構成を目指す小売事業者にとって、現在検討が進められているベースロード電源市場からの調達は困難なため。</p>	<p>ベースロード市場は、旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングを目指し、ベースロード電源を保有する旧一般電気事業者等が発電した電気の一部を、適正な価格で市場供出することを、制度的に求めており、電源を指定した取引を行うことは考えておりません。</p>

93	<p>ベースロード市場は、本年7月に初回オークションを迎えるが、旧一般電気事業者・新電力双方の電源建設や維持・更新のインセンティブが削がれ、安定供給の確保を含むS+3Eの実現が困難となること無きよう、中長期的なベースロード電源の確保に資する健全な市場を構築していくという観点から、ベースロード市場の制度設計、運営や事後監視をお願いしたい。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
94	<p>・安定供給確保のため、旧一般電気事業者および新電力の双方にとって、新規電源建設や維持・更新のインセンティブがなくならないよう、市場供出量が過大な水準とならないようにすべきと考える。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、旧一般電気事業者等のBL市場への供出量は、新電力のベース需要に対して、十分な量に設定することが重要であるとしております。その上で、旧一般電気事業者である小売電気事業者とのイコールフットイングを図っていくという観点からは、新電力と旧一般電気事業者が将来的に同様の負荷率となることを目指すという前提の下で、新電力等の総需要ベース(kWhベース)と長期エネルギー需給見通しのベースロード電源比率(kWhの56%)に基づき全体の市場供出量を決定することとしております。</p>
95	<p>・旧一般電気事業者の事業の予見性確保の観点や、エリアの支配的な事業者に対する措置であることを踏まえ、制度的な措置としての市場供出量についてはエリア毎・各社毎に上限が設定されるべきであり、新電力シェアが多くとも30%に達した段階で上限に到達することが必要と考える。具体的には、「エリア毎の上限量＝エリア需要×新電力シェア30%×ベースロード比率56%×調整係数67%」の算定式により設定すべきと考える。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、エリア別の供出量の算定に当たり、BL電源比率に応じて供出量を決定することとした場合、ベースロード電源を保有する事業者の負担が短期的に大きくなるため、BL電源を維持するインセンティブを阻害する可能性があります。このため、ベースロード電源比率のほか、売り手・買い手双方のニーズを考慮する観点から、①売り手側の供給能力を示した各事業者のエリア別供給力、②エリア別ベースロード電源比率、③買い手側のニーズを示したエリア離脱需要量の3つの指標を一定比率で按分して算定した比率でエリア別の供出量を算定することとしております。なお、それぞれの数値については、実需給を反映して見直すこととし、エリア内の新電力シェアに偏りが生じた場合においては、必要に応じて見直しや調整を行うこととしております。</p>
96	<p>・旧一般電気事業者の取引の自由が制限され制度的に電源の供出を求められることになるため、「旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングを図る」という本措置の趣旨を踏まえ、稼働にかかわらず電源の維持に必要な固定費を含むベースロード電源の全体の平均的なコストと燃料価格変動リスクなどの適切なリスクの反映が可能な供出上限価格とすべきと考える。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、旧一般電気事業者等がBL市場に供出する際の供出価格については、新電力と旧一般電気事業者の小売部門とのイコールフットイングを図る観点から、グループ内の小売電気事業者に対する自己のベースロード電源の卸供給価格と比して不当に高い水準とならないよう、ベース電源の発電平均コストを基礎とした価格を上限(供出上限価格)としております。また、ベースロード市場ガイドラインにおいて、費用の算定において、価格変動リスクを勘案した価格を用いることとしております。</p>
97	<p>・電源のクリームスキミング的な調達を防ぐ観点から、制度的に求められる供出上限価格については、燃料種別毎の価格設定ではなく、あくまで事業者が保有するベースロード電源全体の発電平均コストを基にした価格設定とすべきと考える。</p>	<p>ベースロード市場は、旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングを目指し、ベースロード電源を保有する旧一般電気事業者等が発電した電気の一部を、適正な価格で市場供出することを、制度的に求めており、電源を指定した取引を行うことは考えておりません。</p>
98	<p>・第二次中間取りまとめP58に、供出価格の監視は二つの方法(①、②)により行うとされているが、グループ内の小売電気事業者に対する自己のベース電源の卸供給料金と比して不当に高い水準でないことを確保する観点から、ベース電源の発電平均コストを基礎とした価格を供出上限価格とするものであり、あくまでコストベースである「供出上限価格以下で供出されていることを確認」(①)を基本とし、「小売平均料金を参考に、小売部門の調達価格の説明の妥当性を確認することで、供出価格の妥当性を確認」(②)は参考的な扱いとすべきと考える。</p>	<p>本中間とりまとめにおいては、①、②の二つの方法により監視を行うこととしております。また、監視の具体的な内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
99	<p>・「供出上限価格以下で供出されていることを確認」(①)に当たっては、想定・実績の価格・量の乖離にかかる合理性を確認することが示されているが、前提状況の変化による乖離の要因を踏まえるべき。</p>	<p>監視の具体的な内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
100	<p>・BL市場への供出価格が、グループ内の小売電気事業者に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準でないことを確認する際には、単に価格の大小関係のみならず、契約実績・条件(長期契約)等による違いについても評価頂きたい。また、「不当性」の判断に当たっては、合理的な範囲を超えて、新規参入者の事業活動を困難にさせるものであるか否かを評価頂きたい。</p>	<p>監視の具体的な内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
101	<p>・中間取りまとめのP58の注記47に、需要家の個別の小売価格とBL市場への供出価格を比較すべきとの指摘が記載されているが、P58に記載の通り、個別の小売価格は個々の顧客の個別交渉等に応じて設定されるものであり、BL市場への供出価格と本来的に一致するものではないため、両者の比較による監視は適切では無いと考えている。また、規制改革推進会議の提言として、「産業用の小売価格も参照しながら、その妥当性を確認」とあるが、ベースロード電源を高負荷率の産業用の需要家に優先的に割り当てている訳では無く、高負荷率・低負荷率双方の需要家にベースロード電源・ミドル電源・ピーク電源を組み合わせ供しているのが実態である。BL市場への供出価格の妥当性を確認するに当たって比較すべきは、特定の顧客層の小売価格ではなく、全体の小売平均料金と考える。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。また、監視の具体的な内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
102	<p>・自由市場で非対称規制がいつまでも継続することは健全な姿では無いため、新電力の小売シェア、卸活性化の状況やベースロード電源の開発動向など、一定の競争環境が整った場合や、一定の時期が経過した時には、本措置における非対称規制部分(旧一般電気事業者の供出量の設定、価格面の制約および買い手としての新電力の優先アクセス)は終了すべきである。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、新電力シェアが一定程度(例えば、30%)に達した段階で、以後の追加的な供出は自主的取組に委ねることとしています。また、制度的措置についても、卸市場が機能し、競争が十分に活性化された段階では、終了することが望ましいと考えられ、どのような段階で終了するかについては、今後の競争の進展状況等を踏まえて検討することが必要となるとされています。</p>
103	<p>・購入可能量の範囲内での転売や計画値基準における購入については、制度趣旨に照らし不適切な転売や過剰な調達が行われていないか、事後的に監視すべきである。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、スポット市場等との市場間価格差に基づく裁定取引(=転売)を目的としてBL市場から購入が行われた場合、ベースロード電源の価値を需要家に直接届けることができず、小売競争にも影響を与えるおそれがあるため、BL市場においては、買い手が実需に見合った量を購入することが重要であるとされており、このため、買い手が実需に見合った量を購入するための取引要件として、各事業者のベース需要を基に各社の購入枠を設定し、実需を上回る購入を行うことができないような措置を講ずることとしております。</p>
104	<p>・旧一般電気事業者等の買い手としての位置付けについては、自エリア以外については新電力と同様に新たに供給力を調達しなければいけない立場に変わりはないため、旧一般電気事業者および関連会社であっても、電力間競争促進の観点から、自エリア外で獲得したベース需要相当分まではベースロード市場からの購入を可能とすべきである。なお、旧一般電気事業者等が自エリア外でも購入できることは、市場全体供出量の算定における全国エリア離脱率に旧一般電気事業者等がエリア外で獲得した需要が含まれることと整合的である。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、連系線制約のないエリア間においては、旧一般電気事業者及びその関連会社等が自エリア外にベースロード電源を供給することが比較的容易であることを踏まえ、自エリアが含まれる市場範囲での買い入れを禁止することとしております。</p>
105	<p>・平成30年7月の第一次中間とりまとめに整理されているとおり、常時バックアップおよび部分供給は、卸市場が活性化するための過渡的な措置と位置付けられており、ベースロード市場開始に伴い、今後卸電力市場が活性化した場合には廃止すべきと考える。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
106	<p>ベースロード電源へのアクセスがイコールフットイング環境となるよう、監視機能を強化すべきです。 2019年7月に開設予定のベースロード市場は、新電力に比べ大規模発電施設を保有する旧一般電気事業者が圧倒的に有利となることがないよう、潤沢な量で、かつ、競争力のある価格で落札できる市場として創設する必要があります。 ベースロード電源へのアクセスがイコールフットイング環境となるよう、強力な監視機能を発揮してください。</p>	<p>旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングを図る観点から、ベースロード市場ガイドラインを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会にて監視が行われます。</p>

107	<p>先渡市場を活用するべき 現在、JEPXには先渡市場という実需給の3年前から3日前までの電力を対象とした市場が開設されている。ここでは1年分、1か月分、1週間分の電気を取引することができ、商品仕様としてはベースロード電源市場でできること以上のことができる。</p> <p>類似の性格をもった市場を複数開設することは、取引が分散されるため、価格の安定には逆効果だ。長期で安定した電源の確保や、旧一電などが保有する電源へのアクセスを確保するためだけであれば、BL市場をわざわざ設立せずとも、先渡市場に対して旧一電等の電源を切り出すだけで十分に目標は達成できたはずだ。7月からBL市場は取引開始されるが、BL市場は廃止し、先渡市場の活性化を深掘するべきだ。</p>	<p>先渡市場では、ザラバ取引であるため売買入札のマッチングが難しい、受け渡しに不確実性がある等が課題として、電力・ガス取引監視等委員会より指摘されています。ベースロード市場は、シングルブライズオークション、かつ、年間で固定量を引き渡す契約である等、先渡市場とは異なる点もあって考えております。</p>
108	<p>□ベースロード市場GLでは、ベースロード市場への供出価格の監視にあたって「小売平均料金を参考に、小売部門の調達価格の説明の妥当性を確認する」と記載されているが、小売平均料金だけでなく、旧一般電気事業者・小売部門の個別の小売価格の最低価格との比較も含めて監視を行う必要があるため、個別の小売価格を把握する仕組みを早急に構築するべきである。</p> <p>□また、脚注45に、「旧一般電気事業者の小売部門の顧客に対する個別の小売価格は、個々の顧客との個別の交渉等に応じて設定されるものであるため、旧一般電気事業者の発電部門が設定した固定費を含む卸価格と必ずしも一致しない。」とあるが、仮に市場支配的事業者である旧一般電気事業者の小売部門が顧客に対して、ベースロード市場供出価格を下回る小売価格を設定した場合には、いわゆるマージンスクイーズとして競争排除的な行為に該当するため、旧一般電気事業者の小売部門がベースロード市場供出価格を下回る小売価格の設定を行っていないかを確認するべきである。</p> <p>□ベースロード市場創設の目的である「小売競争が活性化」が実現されているかについては、小売平均価格の確認による卸価格の監視だけでは確認することはできない。</p> <p>□小売市場において市場支配的事業者である旧一般電気事業者の小売部門が、ベースロード市場供出価格に対して、競争者排除的な小売価格を提示していないかも含め確認することで初めて、「小売競争の活性化」が実現されているかどうか確認できる。</p>	<p>監視の具体的内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
109	<p>既存の火力や水力を保有する大手電力会社に対して新電力が十分な競争力を有していないということから、極めて限定的だったアクセスを開放し、小売事業者間の競争を活性化することを目的に「ベースロード電源市場」を創設することとされている。しかし、こうした目的を達成するため、わざわざベースロード電源市場という新たな市場を創設するのではなく、現状では60万kWに制約されている民営化前の電源開発の電源(主には石炭火力と水力発電)を卸電力市場に切り出すれば解決する問題である。「ベースロード」という24時間フル稼働させることを前提とするような電源は再エネ主力電源化とは相容れないもので、そのような考え方をネーミングにした市場をつくるべきではない。</p> <p>なお、既存の火力や水力を卸電力市場に切り出す場合であっても、火力についてはパリ協定に整合する炭素税をかけたCO2コストを内部化することが不可欠である。</p>	<p>ベースロード市場は、旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングを目指し、創設されます。</p>
110	<p>大手電力小売部門の産業用価格を主軸に、しっかりとした監視をお願い致したい</p> <p>本市場創設の趣意は、大手電力と新電力のイコールフットイングであり、大手電力は市場へ販売するとはいえ『抛出』する、つまり当業者間で使うものである。大手電力のベースロード電源の発電平均コスト以下で『不当に高くない水準』はあくまで入札に求められる最低条件であり、産業用価格等と二段構えでの監視をお願いしたい。大手電力の小売料金に関して、料金は個々の顧客と相対で交渉し決定していくものであり、特価対応など価格の軽重がある事は取引慣行上、通常の事であるが、不当販売(例えば大口・優良顧客の囲い込み目的)のしわ寄せをBL市場からの収入で補うといった様な行為は、行えない様に厳に監視をお願いしたい。また、常時バックアップの価格水準との比較監視もお願いする。(仮にBL約定値>常時BUだった場合、そもそも市場の思想に沿っているのか、供出義務量から控除して良いのか)</p> <p>更には、BL発電平均コストの中には、水力・原子力の非化石価値・ゼロエミ価値が含まれていると考えられる。非化石価値は非化石市場で分離する、という前提からすると、本質的には『発電平均コスト-非化石価値』が、BL市場で収受されるべき価格であると考えられるため、引き続き市場設計の検討をお願いしたい。</p>	<p>監視の具体的内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
111	<p>供出価格の前提となる燃料価格の見通しの妥当性についての監視をお願いしたい</p> <p>ベースロードの石炭火力寄与分について、売り手が燃料費高騰を見込むことにより、売値引上が可能になりかねない。燃料費の想定と実績の差異分析を取引監視委員会が行う、顕著な差異がある場合はペナルティ、もしくは売り出し価格の修正実施等の監督側の体制整備とのパッケージが望ましい。</p>	<p>監視の具体的内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
112	<p>年度直前の1~2月末を最終のオークション開設時期とする事を検討頂きたい</p> <p>3回に分けて行われるオークション回ごとの各事業者の買入れ可能量を、購入可能量(ベースロード需要量から、適格相対契約量を控除した量)より等分割していただきたい</p> <p>現状整理では燃料費調整の無い固定価格取引であり、新電力も大手電力も、7.9月時点で次年度以降の事業概況や収支予算を見通して積極的な調達に動く事は難しいのが実情である。</p> <p>また、各事業者の買入れ可能量に、各オークション回数上限(例えば、1回のオークションでは、購入可能量の3分の1までしか買入れできないとする)を設けることで、3回の約定価格の平均値が、一般電気事業者であった小売電気事業者の内部取引の価格の平均値に、より近い価格とする事が出来るのでは、と期待。</p> <p>(現状整理では、例えば初回に一気に買入れが流れ込むと、相対的に高い値で約定する可能性があり、イコールフットイングを図り、小売競争を活性化させるためという制度趣意に沿わない恐れがある)</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
113	<p>供出価格と供出量について監視等委員会において事後的に監視を行うこととあるが、市場が機能するかどうか、例えば、入札の都度、実施するといった運用も考えられるのではないかと。</p>	<p>監視の具体的内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
114	<p>注釈(第一次中間とりまとめに記載された具体的な監視の方法)</p> <p>BL市場の供出価格の監視において、卸売価格の水準によって特定の需要家による価格が不当販売か否かの判断が分かれると想定されるため、両者を比較したうえで旧一般電気事業者の小売部門の取引の妥当性を検証すべきではないかと。</p>	<p>監視の具体的内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
115	<p>・原発や石炭火力、大型水力が「安い電源」として固定化されてしまうことは問題。</p> <p>・総括原価方式の時代に建設され減価償却の進んだ電源を、大手電力が独占している状況は問題であり、供出は進められるべきであるが、既存の電力市場が活用されるべきである。</p> <p>・また、電源開発の電源を旧一般電気事業者が長期契約で独占している状況は変わらないため、まずその点を改革する必要がある。</p> <p>・発電平均コストに近い価格で供出されるとすれば、新電力と大手電力の格差解消にはつながらない。一方で、安すぎる価格で供出されることも、新電力が使わざるをえない状況になるため問題である。</p>	<p>ベースロード市場は、旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングを目指し、創設されます。</p>
116	<p>・供出価格について、大手電力が、「グループ内の小売電気事業者に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準とならないよう」監視していくとされ、価格の妥当性の確認などの方法案が示されている。</p> <p>・しかし、今現実には、大手電力の大幅な値引き提案による取戻し営業が、新電力各社に深刻な打撃を与えている。大手電力会社による電源の独占状況を改革しないかぎり、供出価格の監視だけでは、このような状況の改善は難しいと考えられる。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます</p>
117	<p>ベースロード市場は、CO2を大量に排出する石炭火力と安全性が確保できていない原子力発電を継続するための市場である。パリ協定に逆行する石炭火力、国民の多くが再稼働中止・廃炉を望んでいる原子力をベースロードとすることをやめるべきである。このことが再生可能エネルギーの導入の拡大も阻んでいる。再生可能エネルギーを文字通り主力電源化するための市場を設けるべきである。</p>	<p>ベースロード市場は、旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングを目指し、創設されます。</p>
118	<p>ベースロード市場について 意見内容: 原発の早期廃止、石炭火力発電の中止、再生エネルギーを主要電源とする施策の実施が必要。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます</p>

3. 連系線利用ルールの見直し・間送電権		
119	公正な競争環境下で既存の連系線設備をより効率的に利用する観点から従来の「先着優先」での運用を改め、昨年10月から「間接オークション」が導入された。なお、長期固定電源については、技術的な課題や規制上の制約等から出力抑制や他の電源への差し替えが困難な電源であり、確実に運転することが必要であるため、他の電源よりも優先的に約定できる仕組みと、最長10年は市場間の値差を補填できる仕組みが導入されたが、それ以降についても検討を引き続きお願いしたい。 ⇒P61 またエリア間値差リスクをヘッジできる仕組みとして本年4月から間送電権の取引市場が導入されたが、日本卸電力取引所において、引き続き利用者のニーズをよく聴取しつつ、商品形態(取引対象、取引時期、保有期間)などの見直しを検討いただきたい。 ⇒P65	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
120	またエリア間値差リスクをヘッジできる仕組みとして本年4月から間送電権の取引市場が導入されたが、日本卸電力取引所において、引き続き利用者のニーズをよく聴取しつつ、商品形態(取引対象、取引時期、保有期間)などの見直しを検討いただきたい。	間送電権については、日本卸電力取引所にて、間送電権の在り方検討会を開催し、取引の状況を踏まえ、振り返りを行うこととしております。御意見は日本卸電力取引所に伝え、今後の検討の参考とさせていただきます。
121	・意見内容 事業計画の変更柔軟に対応できるよう再利用を可能とする方が望ましい ・理由(可能であれば、根拠となる典拠等を添付又は併記して下さい。) 地域A→地域Bへの越境電力受給が間送電権期間内に更新されず、結果として間送電権が不要になる／あるいは急に間送電権が必要になる、といった状況は事業運営上、あり得ると考える。柔軟な事業運営のため、せめて返還/譲渡→再利用が出来る立て付けとしては如何か。送電権の発行量が限定されている事や、これからの連系線の増強(全国負担が議論されている)や募集プロセス等、主に再エネ越境が増加し日本全体の電力需給に寄与していく事を考えると、有効利用の可能性が高い方が望ましい。	間送電権については、日本卸電力取引所にて、間送電権の在り方検討会を開催し、取引の状況を踏まえ、振り返りを行うこととしております。御意見は日本卸電力取引所に伝え、今後の検討の参考とさせていただきます。
122	・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) 間送電権・P64・「週間24時間の商品」 ・意見内容 ベース枠以外の商品の追加を検討したい ・理由(可能であれば、根拠となる典拠等を添付又は併記して下さい。) 小売事業者は各々の需要カーブ・電源調達ポートフォリオで事業を営んでおり、細分化し過ぎる必要は無いがせめて昼/夜の分割はあってもよいのではないか。	間送電権については、日本卸電力取引所にて、間送電権の在り方検討会を開催し、取引の状況を踏まえ、振り返りを行うこととしております。御意見は日本卸電力取引所に伝え、今後の検討の参考とさせていただきます。
4. 容量市場について		
123	① 焼却施設に設置されるバイオマス発電施設の取扱いの明確化 ② 蓄電池等、応動速度の速い電源の取扱い ① 月単位でFIT申請上限を申請した上で、非FIT分は容量市場からの支払を受ける(p101)とありますが、年単位である容量市場への入札を行う場合、月単位のFIT上限控除するための具体的な計算方法についてご教示頂きたいと存じます。 ② 蓄電池等、応動速度の著しく速い電源への制度設計に関する言及がありましたが(p105)、蓄電池を活用したDR/VPPビジネス発展のために、制度設計は是非検討頂きたいと存じます。一方で、制度設計は単独で容量市場に入札可能な大型電気貯蔵施設のみ対象とされている模様ですが、蓄電池の特性に鑑みれば、大型施設のみならず、アグリゲーションによる市場参加の蓄電池についても同様の制度設計の検討をお願い申し上げます。	本中間とりまとめにおいて、ごみ処理施設のうち焼却施設に設置されるバイオマス発電設備は、①FIT制度における買取上限を設定した上で、非バイオマス発電部分(FIT買取上限の範囲外)で容量市場に参加するか、②買取上限を設定せずに、容量市場へ参加しないことを選択できることとしております。このうち、①FIT制度における買取上限を設定した上で容量市場に参加する場合の入札量については、発電設備の出力から買取上限(発電出力に調達上限比率を乗じて得た値)を差し引いた値を上限として、各事業者において決定されるものです。
124	蓄電池等、応動速度の著しく速い電源への制度設計に関する言及がありましたが(p105)、蓄電池を活用したDR/VPPビジネス発展のために、制度設計は是非検討頂きたいと存じます。一方で、制度設計は単独で容量市場に入札可能な大型電気貯蔵施設のみ対象とされている模様ですが、蓄電池の特性に鑑みれば、大型施設のみならず、アグリゲーションによる市場参加の蓄電池についても同様の制度設計の検討をお願い申し上げます。	本中間とりまとめにおいて、再生可能エネルギーの導入に資するという付加価値を評価する観点から、容量の大きな電力貯蔵型の電源等の再エネ余剰を貯蔵する能力や、応答速度が著しく早い電源等の応答速度の速さを価値として評価する必要があると考えられる場合には、そのような制度を検討するものとしております。
125	① 発動回数指令電源に関する送配電事業者からの指令について ① 中間とりまとめ案p104には、発動回数指令電源が、需給調整市場に落札した場合は、容量確保契約・需給調整市場どちらに基づき発動するかは、一般送配電事業者が選択する旨の記載がございます。当該方針に異存はございませんが、発動回数指令電源保有者の過度の負担を回避するため、以下の2点の方針につきご検討頂きたいと存じます。 a) 容量確保契約に基づく指令に応動した場合は、同日の需給調整市場上の応動は免除される。 b) 上記a)の際でも、需給調整市場落札によって得られる収益は確保される。	発動指令電源に対しては、一般送配電事業者が容量確保契約に基づき発動指令を行うか、調整力として発動指令を行うかを選択する方向で、運用方法を含め引き続き検討を行っております。
126	① 容量市場から収入を得た場合の取扱いについて ・理由 ① 既存契約見直し指針のp149以下に、基本的な考え方として、容量市場から収入を得た場合、発電事業者の二重利得防止のための精算につき言及されており、この方針に賛同致します。ただ、弊社はじめ新電力が発電事業者と売電契約を締結する際、電源が明示されていないケースが過半と見受けられます。売電契約の対象となる電源が不明では、買電側から精算(引下げ)交渉を行う事は困難です。容量市場落札電源の公表、ならびに売電契約において電源の明示の義務化につきご検討頂きたいと存じます。	容量市場における情報公開の内容については、電力広域的運営推進機関において検討が行われております。
127	ベースロード市場と容量市場の関係性について、整理をお願いしたい。容量市場開設後、ベースロード電源における供出価格のルールが現状のままだとすると、固定費を二重に回収する可能性があるのではないかと考える。 2018年11月20日開催 広域機関 第16回容量市場の在り方等に関する検討会 資料4によると、指標価格(NetCOE)算定時のルールに「容量市場以外の収入」を差し引くことになっている。しかし、28ページに「容量市場以外からの収益としては、kWh価値、ΔkW価値、非化石価値が考えられる」と記載されており、ベースロード市場の固定費については言及されていない。固定費を二重に回収する可能性を排除頂くよう、次回以降の制度検討作業部会等、適切な場でのご議論をお願いしたい。	容量市場からの期待収入は、ベースロード市場ガイドラインにおいて、ベースロード市場の供出上限価格から控除することとなっております。
128	相対調達分については、相対契約の見直し交渉によってkW価値分を差し引くことについては承知していますが、相対契約の相手方が容量市場で未約定になった場合やFIT電源については容量市場の対象とならないため、今後の容量オークションの動向にもよっては、容量市場が導入されることで数千万円規模の経費負担となる可能性があります。各小売事業者の負担増とならないような制度設計をお願いします。 総括原価方式で投資回収が進んだ電源については、容量市場の対象外とするなど扱いを留意する必要があるのではないのでしょうか。 各小売事業者の負担増は、電気料金の値上げにつながり、最終的には電気使用者(=国民)負担になり、このことは電力自由化の本来の目的である「電気料金の最大限の抑制」と矛盾する結果につながる可能性があるため。また、容量市場は火力や原子力発電を優遇することとなり、再エネ電源の主力化の歯止めとならないか危惧されます。	小売電気事業者は相対契約の有無に関わらず、容量拠出金の支払い義務を負うこと、相対契約で容量受渡年度において確実にkW価値に係る費用が支払われることを前提にすれば、当該電源は容量市場では競争力の高い電源として入札行動をとることが考えられます。その上で、契約当事者間の協議の結果合意された入札行動の考え方を逸脱する形で、発電事業者の判断で入札が行われた結果落札されなかった場合には、発電事業者等が得られるはずだった容量収入相当を小売事業者との間で清算することが考えられます。また、FIT電源については、既にFIT制度で固定費も含めた費用回収が行われているため、容量市場に参加し、対価を受け取ることはできません。
129	容量市場は、小売全面自由化に伴う市場取引への更なる移行や、FIT制度等による再生可能エネルギーの導入拡大に伴い懸念される、供給力や調整力不足といった事態に対応するために、一定の投資回収の予見性を確保する観点から検討が進められているものと承知している。電源の持つ供給力としての価値を適正に評価すること、各電源が自らの供給力価値に応じた対価を適正に受け取れること、必要供給力の確保に要する費用が小売事業者間で公平に負担されることが重要と考えており、引き続き以下の点に留意して詳細設計の検討を進めるべきである。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
130	・経過措置によって既設電源への支払価格を約定価格から一律に減額することは、現状でも非常に厳しい事業環境を更に厳しくすることになりかねない大変厳しい措置であると認識している。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
131	・容量市場の調達費用の小売電気事業者と一般送配電事業者への配賦について、託送料金の考え方が今後見直される際には、適切な場において検討を行うと整理されているが、しかるべき場において速やかに検討頂きたい。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
132	・監視コストの効率化の観点から、事後規制が望ましいと考える。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。

133	<p>・先行して容量市場が導入されている海外では、マイナーなものも含めて、制度見直しが行われている。市場創設後も、取引内容の検証・評価プロセスを確保し、状況に応じて制度の抜本的な見直しも含め、必要な措置についても検討いただくようお願いしたい。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
134	<p>・必要な小売電源の供給力を確保できず、送配電事業者が調整力公募スキームを活用して供給力を確保する場合の調達費用、稀頻度リスク相当の調達費用や暫定的な扱いとなっている電源 I や電源 II の1%相当の調達費用について、送配電事業者の持ち出しとなることの無いように、託送料金による適切な費用回収を可能とする仕組みを速やかに検討頂きたい。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
135	<p>・第二次中間取りまとめのP78の注釈58の通り、必要な小売電源の供給力を確保できず、送配電事業者が調整力公募スキームを活用して供給力を確保する場合には、供給能力確保命令の発動要件である、「送配電事業者が、その補填を行うため、大きな供給予備力の確保を余儀なくされ、託送料金の上昇を招き、結果として電気料金の上昇をもたらす場合」に該当すると考えられ、供給力を確保していない小売事業者に対し、供給能力確保命令が発動されることが適切と考える。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
136	<p>・揚水発電所について、再生可能エネルギーの導入に資するという付加価値を評価する観点から、再エネ余剰を貯蔵する能力や応答速度が著しく早い等の応答速度の速さに対して、その価値が適切に評価され、設備の維持に資する仕組みを検討頂きたい。</p>	<p>本中間とりまとめにおいて、再生可能エネルギーの導入に資するという付加価値を評価する観点から、容量の大きな電力貯蔵型の電源等の再エネ余剰を貯蔵する能力や、応答速度が著しく早い電源等の応答速度の速さを価値として評価する必要があると考えられる場合には、そのような制度を検討するものとしております。</p>
137	<p>・容量市場は、電源の新設・維持に一定程度寄与するものと期待している。一方、海外では、固定費が安く短期間に建設可能な電源から約定していくといった事例もあるところ。このため、市場創設後における取引内容の検証・評価プロセスにおいては、エネルギーミックスとの整合性といった観点からも状況確認いただき、他の政策措置も含めた必要な対応について検討をお願いしたい。</p>	<p>本中間とりまとめにおいて、毎年の容量オークションの結果については、広域機関においてまとめ、必要に応じて検証や制度の見直しを行う。また、遅くとも容量市場開設5年後(十分な回数のオークションが行われ、容量受渡も行われた段階)までを目途に、広域機関において包括的な検証を行い、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施すべく、国の審議会等でも検証結果を議論することとしています。</p>
138	<p>蓄電池・電気自動車を活用したVPP等に「コージェネレーション」を追記する。 【理由】 ①令和元年6月11日に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、「適切な調整力の確保に向けて、当面は、揚水発電の活用、火力発電の柔軟な活用、再生可能エネルギー自身の調整機能の活用、連系線を活用したエリア間の融通の活性化等によって対応する。加えて、定置用蓄電池やコージェネレーション、電動車などの需要家側に設置される分散型エネルギーリソースを活用するパーチャルパワープラント(VPP)や電動車からの逆潮流を制御するVehicle-to-Grid(V2G)、系統安定化用蓄電池、そして長期的には水素・燃料電池といった次世代の調整力を活用し、将来に向け調整力の脱炭素化を進めていく」(12頁17行目以降)との記載があり、再生可能エネルギーの調整力として、蓄電池・電気自動車だけでなく、「コージェネレーション」も位置づけられているため。 ②第五次エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)においても、調整力の確保とその脱炭素化に向けた取組として、「定置用蓄電池やコージェネレーション、EVなどの需要家側に設置される分散型エネルギーリソースを活用するVPPやEVに蓄電された電気を逆潮流させ制御するV2G技術、系統安定化用途の蓄電池、更に長期的には電力を水素として貯蔵・利用するPower-to-Gas(P2G)技術等といった次世代の調整力を活用し、調整力の脱炭素化を進めていくことが重要である。」(45項34行目以降)との記載があり、調整力として「コージェネレーション」も位置づけられているため。</p>	<p>本記載は、システムの慣性力不足の対策になる応答速度が著しく早い電源等の例示であるため、「(蓄電池、電気自動車を活用したVPP等)」と記載させていただいております。</p>
139	<p>発電基本料金の考え方について、需要地やその近隣に設置される電源であって、発電分の一部を系統へ逆潮流するものについては、送配電網の投資を抑制するとともに送電ロス削減の効果が、電力の低コスト化に寄与するものであることから、発電側基本料金の負担を軽減する制度設計を検討いただきたい。</p> <p>送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG中間とりまとめ(2018年6月)では、「基幹系統の将来的な投資を効率化し、送電ロスを削減する効果のある電源について、発電側基本料金を割り引く。」※と記載されており、この方針と整合する制度設計が適切と考えられる。 ※送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG中間とりまとめ P12より。</p>	<p>発電側基本料金の制度設計については、電力・ガス取引監視等委員会が行っており、その中で議論されるものと認識しております。</p>
140	<p>・制度検討にあたっては、原案に記載されている「蓄電池・電気自動車を活用したVPP等」に加えてコージェネレーションシステムのような電源も記載の上、その価値が適切に評価される制度設計を進めていただきたい。</p> <p>・コージェネレーションシステムは、潮流改善にも貢献でき、起動・停止も容易であり、負荷追従が可能である。特にガスエンジンやガスタービンを用いるコージェネレーションシステムは、同期型発電機として相当の慣性力を備える点で、蓄電池と比較してもより調整力として優れている。</p> <p>・現在、経産省が取り組まれているスマートコミュニティの普及においても、地域の再エネやコージェネレーションシステム等の分散型エネルギーリソースを組み合わせ、エネルギーの利活用を最適化することの必要性が求められている。また、経産省のスマートコミュニティ事例集には、分散型エネルギー複合最適化実証事業の結果として、コージェネレーションシステムが再エネの出力変動の補完が可能とされ、調整力として活用可能な電源に位置付けられると見られる。</p> <p><参考:スマートコミュニティ事例集> https://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170623002/20170623002-1.pdf (p15. 太陽光発電の出力変動補完制御の検証) ・また、先日閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」においても、「適切な調整力の確保に向けて、当面は、揚水発電の活用、火力発電の柔軟な活用、再生可能エネルギー自身の調整機能の活用、連系線を活用したエリア間の融通の活性化等によって対応する。加えて、定置用蓄電池やコージェネレーション、電動車などの需要家側に設置される分散型エネルギーリソースを活用するパーチャルパワープラント(VPP)や電動車からの逆潮流を制御する Vehicle to Grid(V2G)、系統安定化用蓄電池、そして長期的には水素・燃料電池といった次世代の調整力を活用し、将来に向け調整力の脱炭素化を進めていく。」と記載されており、コージェネレーションの調整力としての政策上の位置づけを整合すべきと考えられるため。</p>	<p>本記載は、システムの慣性力不足の対策になる応答速度が著しく早い電源等の例示であるため、「(蓄電池、電気自動車を活用したVPP等)」と記載させていただいております。</p>
141	<p>p106 ⑩発電側基本料金との関係 ・発電側基本料金についても、容量市場に参加する電源の入札行動に影響を与えるものと考えられる。そのため、発電側基本料金の導入時期や想定される課金水準、導入後の発電・小売間での負担転嫁の具体的な考え方についての検討が進められることが望ましい。</p> <p>【意見内容】 ・p106 ページの記載を以下のように変更していただきたい。(下線部分の追加) 「監視等委員会が検討を行っている発電側基本料金についても、容量市場に参加する電源の入札行動に影響を与えるものと考えられる。そのため、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討 WG の中間とりまとめ(2018年6月)に基づき、発電側基本料金の導入時期や想定される課金水準、導入後の発電・小売間での負担転嫁の具体的な考え方等の詳細についての検討が進められることが望ましい。」</p> <p>【理由】 ・送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討 WG 中間とりまとめ(2018年6月)では、例えば、コージェネレーションシステムのような、需要地で発電し、その電力が当該需要地で直ちに消費されるような電源であって、発電分の一部を系統へ逆潮流するものについては、「需要と発電(逆潮流)が同一地点にある場合は、需要側の順潮流 kW を上回る発電側の逆潮流 kW 分について、発電側に負担を求めることとする。」との方針が示されており、当該中間とりまとめの方針と整合する制度設計が適切と考える。(送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG中間とりまとめp73-1. 送配電網連費用の利用者間の負担 (2)具体的な対応策の方向性①発電基本料金の導入(iii)課金方法参照)</p>	<p>発電側基本料金の制度設計については、電力・ガス取引監視等委員会が行っており、その中で議論されるものと認識しております。</p>
142	<p>容量市場では、小売電気事業者の負担の激変緩和措置として、既設電源の収入を一定期間控除する経過措置が導入されるが、既設電源のうち大規模改修(安全対策含む)・リプレースを実施した電源については、新設電源と同様に相応の投資回収が必要となる。よって、発電事業者の電源維持インセンティブの観点から、一定規模以上の大規模改修(安全対策含む)・リプレースを実施した既設電源は、新設と同等の扱いとし、収入控除の対象外とすべき。</p>	<p>容量市場の導入から当面の間は、小売事業者環境の激変緩和の観点から、一定の経過措置を講ずることといたしました。また、経過措置は、東日本大震災発生で電気事業を巡る環境が大きく激変したこと、10年目程度まで原価償却コストが多く発生することから、東日本大震災発生時点(2010年度末)としております。</p>

143	<p>揚水発電については、再エネ特措法施行規則第14条8項イにおいて、再エネ出力抑制の回避措置として揚水運転が条件となっている。また再エネ(特に太陽光)の大量導入下では揚水運転の機会が急増し、国の政策である再エネの主力電源下には不可欠な電源となっている。しかし、揚水を最大限に活用することが規定されていないが、そのコスト回収のスキームが不十分である。</p> <p>具体的には、揚水発電は、再エネ(特に太陽光)の発電時間帯に揚水運転を実施することで、再エネ導入量拡大に多大な貢献をしている一方、揚水発電は、固定費が高価であり、利用率が限定的であるため、容量市場創設後においても固定費回収が不足する懸念がある。</p> <p>また、容量市場の制度設計では、重負荷期に計画停止する電源は、計画停止量によって、容量市場の収入が減額される案が議論されており、揚水発電は軽負荷期の再エネを吸収するため重負荷期に計画停止する状況が想定されるため減額の対象となる可能性がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、揚水発電には、電源の維持インセンティブ確保の観点から、供給力(調整力)価値の対価に加え、再エネの導入量拡大への寄与として、容量市場や需給調整市場およびFIT制度の見直し等により、相応の対価が支払われるべき。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
144	<p>発電施設の容量確保は、容量市場によるのではなく、政策的に担保すべきである。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) (まとめ)は、「容量市場の早期開設については、行わないこととした。発電施設のあり方については再考し、大規模発電施設によるのではなく、地域分散型の電源へシフトしていくべきである。そのためには、事業者による開発に任せるのではなく、政策的な誘導が必要である。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、単に卸電力市場(kWh価値の取引)等に供給力の確保・調整機能を委ねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量市場を追加で講じ、電源の新陳代謝が市場原理を通じて適切に行われることを通じて、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保することとされています。</p>
145	<p>容量市場は無用の長物だ</p> <p>「電力レジリエンスワーキンググループの中間取りまとめや平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会を受けた広域機関による経済産業大臣宛の意見の中では災害対応を含む稀頻度リスク等への対応強化として、容量市場の早期開設と供給力の範囲拡大について今後検討を進めていくこととされた」とされているが、北海道における2018年夏季の最小予備率でも16.6%であった。OCCTOの中長期見直しによれば2027年度夏季の供給予備率は42.1%となっている。</p> <p>中間とりまとめで列記されている4つの自然災害による停電被害は、火力発電所の停止と、送電線の断線による周波数低下に伴う水力発電所の停止、または送電線設備への被害の結果、停電に至っている。容量市場の有無しが影響をあたえる問題ではない。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。</p>
146	<p>容量市場によりスポット価格のスパイク発生の回避は不可能</p> <p>p.71に「容量市場の早期開設によってより確実に供給力が確保できれば、スポット市場における価格スパイクが発生する蓋然性が減」と指摘されているが、海外事例を見る限り、スポット市場におけるスパイクは容量市場の有無にかかわらず発生している。供給力の確保と市場の需給関係は別の問題であり、特に、電源を旧一電がほぼ独占的に保有する日本の電力市場においては、恣意的な供給力の調整が可能である。たとえば容量市場で落札された電源から発電された電気はスポット市場で強制的に売買させるなどの制度措置を設けない限りは、容量市場とスポット市場でのスパイク発生の回避は関連しない。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量市場の創設は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保することが目的であり、需給逼迫に伴う電気料金の高止まりの回避も期待されています。</p>
147	<p>容量市場の早期開設は不要</p> <p>容量市場とスポット市場の需給関係には直接の因果関係はなく、スポット市場の価格スパイク回避を理由とする容量市場の早期開設は不要である。</p>	<p>本中間とりまとめにおいて、小売電源を含めた供給力確保に万全を期すため、容量市場を早期開設することも考えられたが、小売電気事業者の容量支払いの負担等の課題もあるため、容量市場の早期開設については、行わないこととしております。</p>
148	<p>容量市場により低廉な電気料金を確保できるかは不透明</p> <p>容量市場を導入したPJMの供給エリアと、導入していないERCOTの供給エリアであるテキサス州の電力価格を比較すると、テキサス州の電力価格は2008年以降、平均1.9米セント/kWh安価である。PJMが現行の容量市場を導入したのは2007年からであり、容量市場の導入期間のほぼすべてで容量市場を導入していない地域に比べて高い電力価格で推移していることとなる。</p>	<p>容量市場は、中長期的に供給力不足の問題が顕在化し、需給が逼迫する期間にわたり、電気料金が高止まりする問題等に対応する目的で創設されます。また、卸市場価格は需給状況、電源の立地状況等も含めた複合要因により決定されるため、容量市場の有無のみで価格の比較はできないと考えております。</p>
149	<p>容量市場に参加できる電源には電源種と排出量の制限を設けるべき</p> <p>容量市場に参入できる電源の条件に、排出量制限を追加すべきである。具体的には容量市場で基準とされているLNG複合火力の平均CO2排出量である375g-co2/kWh以下であることを明記すべきだ。また、2002年に東電が原発でのトラブルを隠していたことが発覚して、東電が保有するすべての原発が停止したことや、2011年の東日本大震災により、複数の原発が停止したことなど、原発は、その内包する危険性から、共通要因により多くの設備が停止することがありうる。一基当たりの出力の大きな原発が複数基、系統から脱落すると影響は大きい。そのため、容量として安定的な確保が期待できない原発については、容量市場参加を禁ずるべきだ。</p>	<p>容量市場は、中長期的に必要な供給力・調整力を確保することを目的としており、それ以外の観点からは中立であるべきと考えております。</p>
150	<p>容量市場における既存契約の見直し</p> <p>p.103には、集中型容量市場を採用することで、相対契約のある小売電気事業者は、相対契約の支出に加えて、容量市場への支出が発生すること、これに対応するために、適切な契約内容見直しが必要になると指摘されている。</p> <p>相対契約のある小売電気事業者の多くは旧一電である。委員会等で指摘されている通り、みなし小売り電気事業者は供給量の100%超をスポット市場を使うことなく確保している。一方で、新電力の多くは自前での電源を確保しておらず、電力供給量の約50%は市場等で入手している。つまり、容量市場での既存契約見直しにより利益を得るのはほぼ旧一電であり、追加負担が発生するのは新電力ということになる。</p> <p>しかしながら、みなし小売り電気事業者がこうした相対契約を保有しているのは、もともとは発電事業者と一体であったこと、また、地域独占により卸電気事業者は旧一電に売電する以外の供給手段がなかった、という歴史的経緯からである。</p> <p>新電力と旧一電のみなし小売電気事業者のイコールフットイングを図るうえで、容量市場での収益分、相対契約の料金から差し引くという見直し方針は変更するべきだ。</p>	<p>既存契約見直しは、発電事業者等は容量市場と既存契約のそれぞれから同一のkW価値に対して二重の収入を得ることになり、小売電気事業者は、容量市場と既存契約のそれぞれにおいて同一のkW価値に対して二重の負担を負うことになるため、この収入と負担の重複を解消することを目的としています。</p>
151	<p>総括原価方式のもとでコスト回収が進んだ電源の取り扱い</p> <p>旧一電の保有する電源は、その多くが地域独占・総括原価方式の下、国民がコストを負担して、建設・維持・コスト回収が行われてきた公共電源である。そうした経緯に鑑み、総括原価方式でコストが回収済みの電源から得られた容量市場の売却益はOCCTOで管理し、送電網等、ユニバーサルサービスとして維持管理が必要となる部門に投資すべきだ。また、総括原価方式でコストが回収しきれないものについても、コストが回収された比率に応じてOCCTOで容量市場の売却益を管理し、同様に送電網等に投資するべきだ。</p>	<p>容量市場は、供給力・調整力(kW)を確保する目的のため、小売り電気事業者が容量拠出金を払い、発電事業者が支払いを受けますが、送配電網に係るコストは、基本的にはユニバーサルサービスとして、託送料金で回収されるものと考えております。</p>
152	<p>容量市場の創設に反対である。その理由は、動いてもいない既存の原発や石炭火力を温存することにつながり、1兆4000万円とも言われる新市場の創設で、すべての電力ユーザーがその負担を負わされる不条理な制度だからである。脱原発や老朽火力の早期廃止の政策に逆行するものだ。</p> <p>なお、不測の事態で電力が逼迫した場合の備えとしては、電力の地域間連系で融通するしくみを構築することが先決で、それによりこの先10年はいずれの地域も電力予備率8%を超えることが予測されているため、容量市場の早期導入は不要である。また、本来まずやるべきは省エネであり、国内の最大需要時にあわせて設備容量を確保するというのは、再生可能エネルギーを大幅に増やす政策にも合致しない。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。</p> <p>なお、地域間連系線に関する御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
153	<p>FIT適用を受けている石炭・バイオマス混焼設備について、容量市場とFIT制度のどちらの適用を受けるか事業者が選択すると整理されているが、石炭混焼であっても、FITによる費用回収状況が石炭以外との混焼設備と同程度であれば、石炭以外との混焼設備と同様に扱って欲しい。</p> <p>調達価格等算定委員会において議論された内容ではバイオマス比率が10%以下の設備を対象としてコスト評価を行っており、比較的バイオマス比率の高い電源についての評価は含まれていない。そのような設備については、平均評価ではなく個別評価すべきと考えるため。</p> <p>出所:第23回 制度検討作業部会 資料3「容量市場について」P5</p>	<p>調達価格等算定委員会における検証では、石炭混焼設備はバイオマス専焼設備を基にした価格区分の想定値よりも低い費用で事業が実施できており、既に自立可能な水準に達していることが確認されております。そのため、容量市場側から見た石炭混焼設備の取扱いについても、FIT制度の対象とされる期間内に認定を受けた設備は、容量市場とFIT制度どちらの適用を受けるか事業者が選択することとしております。</p>
154	<p>託送料金で回収するにあたり、容量市場と平仄の取れたスキームとしていただきたい</p> <p>確保すべき供給力はkWに価値づけるものであり、需要側のピークkWに応じて負担がなされる。現行の託送スキームでは固定費と可変費のバランスが取れていないため、整合性を重視して設計頂きたい。また、送配電が確保した供給力がリクワイアメントを満たさず経済ペナルティを起した場合は、そのペナルティの小売への還元と調整力(インバランス)の間で、二重取りが起きない様、丁寧な設計をお願いしたい。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
155	<p>大手電力の経過措置対象電源を中心に、厳に監視をお願い致したい</p> <p>燃種・ユニットごとに、必要な固定費水準は推定可能と想定する。容量市場単体で入札価格の妥当性を評価するのではなく、その後の卸売市場や供給計画に記載の設備利用率も踏まえて、監視を頂きたい。</p>	<p>容量市場に関する監視や規制の具体的な方法については、電力・ガス取引監視等委員会及び電力広域的運営推進機関とも連携して検討を行うこととしております。</p>

156	<p>発電事業者の意見を聞いた上で早急に方針を纏めて頂きたい 売り惜しみの様な行為を行う事業者は公正性の観点で市場参加にそぐわず、一定の重さの経済的ペナルティや事業者名公表などの対応は必要。一方で、今後の市場価格形成によって電源の維持/更新を判断していく中で、特に古い電源ほど4年前の判断が難しいという状況は予想され、何を以て売り惜しみかは、判断基準の設定に工夫が必要。また、発電単独ユニットでない、副生物を燃料としたユニット等は、本業(製造)の情勢如何によって電源稼働メリットの期待水準が変わる可能性があり、こちらも維持/更新の判断に大きな影響がある。多くの発電事業者の意見を聴取した上で、設計頂きたい。</p>	<p>容量市場に関する監視や規制の具体的な方法については、電力・ガス取引監視等委員会及び電力広域的運営推進機関とも連携して検討を行うこととしております。</p>
157	<p>同様の考え方を経過措置対象電源にも適用し控除率に傾斜を設けていただきたい 40年評価は需要曲線設定におけるNETCONEの為の考え方であるが、日本全国での目標調達量と新設GTCC40年回収がマッチするならば、基本的には全ての電源が期待すべき容量収入は、運開経過年に応じて一定程度決まる標準の値があると考えられる。供給力確保・電源維持インセンティブ、一方で小売側の義務負担の緩和といった両面を考慮する必要はあるものの、経過措置電源の対象が『2011年3月以前』という一律性に拠って判断される整理は、再考の余地があるのではないかと。レジリエンスの観点で確保すべき供給力が膨らんでいる事およびkWh市場への貢献を考慮すれば、運転経過年数により経過措置電源の控除率を定めるといった考え方は、小売事業者・発電事業者の双方にとって、バランスの取れたものになると思料。</p>	<p>容量市場の導入から当面の間は、小売事業環境の激変緩和の観点から、一定の経過措置を講ずることとしたしました。 また、経過措置は、東日本大震災発生で電気事業を巡る環境が大きく激変したこと、10年目程度まで原価償却コストが多く発生することから、東日本大震災発生時点(2010年度末)としております。</p>
158	<p>2010年度末以前に建設された電源に対し、発電事業者への支払額を減額することであるが、一般電気事業者が建設した電源以外に対しては、経過措置を適用しないこととして頂きたい。 小売電気事業者の競争環境に与える影響を軽減する観点で経過措置が設定されるとの事であるが、一般電気事業者であった小売電気事業者と異なり、新電力事業者は、厳しい競争環境下での顧客獲得活動・自らの発電所への建設投資を、総括原価方式の枠外で自らリスクを取って行ってきた経緯にある。 その様な新電力事業者においては、自ら建設した発電所の容量市場からの収入が、容量市場への拠出負担金と相殺できない場合(つまり販売kW>自社電源kW)、過去に建設してきた電源の価値が低く評価され、尚且つ容量対価を一般電気事業者であった電源に支払うこととなる。『小売電気事業者の競争環境』と一括りにするのでなく、新電力と旧一般電気事業者で受ける影響が異なる事に一定程度の配慮を行う事が望ましいのではないかと。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、経過措置起算時点については、現在進行中の建設案件への影響を防ぐ観点から現時点より前に設定することが適当であり、かつ、①東日本大震災前後で電気事業を巡る環境が大きく激変したこと、②10年目程度まで減価償却コストが多く発生し固定費コストが高いことなどから、東日本大震災発生時点(2010年度末)としております。</p>
159	<p>控除率を適用された容量収入のみでは電源の維持が難しいといったケースも想定されることから、真に必要な電源に限定してこのような入札行動を認めることが考えられる。 経過措置料金については激変緩和措置として設定したものであり当該設定はその趣旨に反すること、過剰に維持費が必要な電源について維持することは電源の新陳代謝を阻害する恐れがあるため、逆数をかけることは原則行わないとすべきではないかと。 維持費が必要な電源については一般的に競争力がない電電であり、新陳代謝を促す対象と想定されるため。</p>	<p>容量市場の入札は事業者の判断に基づいて行われるものとなります。 一方で、不当な利益を得ること等を目的に、高値入札を行うことで市場価格を吊り上げる行為等に対しては、本中間とりまとめにおいて、価格つり上げを防止するための監視を行うこととしています。</p>
160	<p>容量市場にかかる既存契約見直し指針の遵守状況については、フォローアップの仕組みの中で、適宜検証が行われることが必要ではないかと。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
161	<p>容量市場制度の導入には反対です。 1 自由化されたエネルギー市場に対する非常に重大な制約(侵害)であるにもかかわらず、その必要性が極めてあいまいです。事故時のバックアップ電源の確保だけを目的とするのであれば、通常時は稼働しないバックアップ用の電源を市場外に用意するドイツのような制度を取り入れるべきです。市場への介入をできる限り避ける、という意識が報告書からは感じられません。 2 容量市場の導入によって、環境、とりわけCO2排出量にどのような影響が及ぶのかが全く調査分析されていません。政策決定に必要な基本的な情報が欠けている状況で、極めて重大な制度改変を決定すること自体が問題です。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。</p>
162	<p>容量市場制度の最大の問題は、必要以上の容量を政策決定者が設定してしまうことです。その結果、電力コストが上がり、国民負担が増えます。それをどのように防ぐのかについての説明もなく、こうした問題への配慮すら感じられません。いったい何のため、誰のための制度改変なのか、根本的な疑問が生じます。</p>	<p>容量オークションで使用される需要曲線は、調達される容量や価格に影響を与えるため、その設計プロセスには高い透明性が求められます。そのため、第一次中間とりまとめにおいて、目標調達量や指標価格の水準を踏まえた需要曲線の設定については、以下のプロセスで行うこととしております。 ①広域機関が有識者や関係事業者等の意見も踏まえて需要曲線原案を作成 ②国が関連する審議会等で広域機関作成の案を審議、 ③広域機関において需要曲線を決定する</p>
163	<p>「容量市場」の導入が検討されているようなのに、国民の多くには何も知らされていない。開かれた議論が行われていないこのシステムでは、動いてもいない発電所に金銭的な手当てをすることになるので全く国民の利益に反する。再生可能エネルギーの比率を可能な限り増やしたいというのか。国民の多くの意見です。</p>	<p>制度検討作業部会における資料等を公開させていただいている他、抽選による一般傍聴を認めており、多くの方が検討状況をフォローできるようにしました。 今般のパブリックコメント募集期間についても、令和元年6月4日から令和元年7月3日までの30日間とさせていただきます。こうした中で寄せられた様々な御意見につきましても、精査し、対応させていただきます。</p>
164	<p>容量市場の創設に反対である エネルギー基本計画自体がひどいもので、(ちゃんとパブリックコメントはかきましたか)原子力22~20%は論外。石炭火力もフェーズアウトすべきものを温存するシステムです。またベースロードということ自体問題です。原発や石炭火力をベースロードにしてはいけないし、再エネを優先的に電力系統につなぐべきです。その予備として揚水発電やLNG火力を利用すべきです。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。</p>
165	<p>容量市場に反対です。再生可能エネルギーが増える制度を求めます。 原発や石炭火力をベースロード電源とするための、制度としか思えません。 これらは地球や人類にとって悪だと思えます。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。</p>
166	<p>容量市場の創設に反対である。その理由は、動いてもいない既存の原発や石炭火力を温存することにつながり、1兆4000万円とも言われる新市場の創設で、すべての電力ユーザーがその負担を負わされる不合理的な制度だからである。脱原発や老朽火力の早期廃止の政策に逆行するものだ。 なお、不測の事態で電力が逼迫した場合の備えとしては、電力の地域間連系で融通するしくみを構築することが先決で、それによりこの先10年はいずれの地域も電力予備率8%を超えることが予測されているため、容量市場の早期導入は不要である。また、本来まずやるべきは省エネであり、国内の最大需要時にあわせて設備容量を確保するというのは、再生可能エネルギーを大幅に増やす政策にも合致しない。 ・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) OCCTO、2018年9月4日、「平成30年度供給計画の取りまとめの更新について」 https://www.occto.or.jp/kyoukei/torimatome/files/180904_kyokei_koushin.pdf</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。</p>
167	<p>・2018年の北海道胆振東部地震に伴う停電が、容量市場早期開設と供給力範囲拡大の検討の契機となったとされている。しかし、2018年の北海道の停電は、大規模石炭火力電源への依存が大きな要因であり、分散型の電力システムへの改革の必要性が示されたと言える。 容量市場導入により、大規模電源を固定化することは、その方向に反する。 ・十分な発電容量確保のためには、まずは大幅な省エネや、分散型再生可能エネルギーの導入促進などの対策を優先するべきである。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。</p>
168	<p>・新設電源と既設電源の区別がないため、減価償却の進んだ既設電源を延命して使用するほうが、コストメリットが高い。そのため老朽化した原発や石炭火力発電の延命につながり、事故リスクや大気汚染リスクが高まる。また、新規の再生可能エネルギー発電建設にはつながらない。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量の確保という観点からは、新設電源も既設電源も同様の価値を有すると考えられ、新設電源も中長期的な収入見通しに基づいて投資判断を行うため、既設電源の支払額の見通しが減少することは、新設電源の投資インセンティブを阻害すると考えられるという議論を踏まえて、新設電源と既設電源とで支払額は分けずに同等に扱うこととしております。</p>
169	<p>・ベースロード市場および相対契約で電気を購入する小売電気事業者は、容量市場での価格分は相殺されることとなっている。一方で、大規模電源から電気を調達せず、再生可能エネルギーを自前で確保する小売電気事業者は、容量拠出金の負担が増えることとなり、不利である。この点でも、不公平な制度である。</p>	<p>再生可能エネルギーも容量市場に参入することが可能です。ただし、FIT賦課金の適用を受けている場合、FIT制度で固定費も含めた費用回収が行われているため、容量市場に参加し、対価を受け取ることはできません。</p>
170	<p>・費用は、最終的には消費者が負担することとなる。一般家庭の年間負担は7800円~9700円に上る可能性もあるとの試算があり、相当な金額である。FIT賦課金と比べても非常に大きい負担であるにもかかわらず、国民への説明や議論がまったく不十分である。</p>	<p>制度検討作業部会における資料等を公開させていただいている他、抽選による一般傍聴を認めており、多くの方が検討状況をフォローできるようにしました。 今般のパブリックコメント募集期間についても、令和元年6月4日から令和元年7月3日までの30日間とさせていただきます。こうした中で寄せられた様々な御意見につきましても、精査し、対応させていただきます。</p>
171	<p>パリ協定の1.5℃目標に沿うように2030年石炭ゼロ原発ゼロを前提とする制度設計にし、石炭火力発電所や原発に国民のお金がかかるような容量市場の創設はすべきでない。これは原発、石炭発電への事実上の補助金である。むしろ再生エネを普及させるための電力市場システムが必要となる。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。</p>
172	<p>設備を持っているだけで補助金をだすということになり、石炭火力発電を残していくこととなります。地球温暖化、気候変動の現状、将来を考えるとCO2排出は今すぐやめなくてはならないので、石炭火力発電所を残す容量市場の導入に反対です。 理由：芦屋市は神鋼石炭火力発電所3、4号機(増設中)の汚染物質最大濃度着地点(神鋼アセス)になる。CO2のみならず、SO×NO×PM2.5などの汚染物質排出も大問題。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。</p>

173	容量市場の方針について 意見内容:「案」は事実上、旧電力事業の保有、新設する石炭火力、原発の生き残りを支援する方向であり、パリ協定の課題に逆行するものであり、反対する。 理由:石炭火力の支援はCO2排出増につながり、原発温存は安全上許されない。	第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。
174	容量市場の創設について 意見内容:予備率8%は確保されることが予測されており、容量市場を導入に稼働していない既存の原発や石炭火力を温存するのではなく、再生可能エネルギーの普及に力を入れるべき。 理由:原発や火力発電を推進する日本政府の主張が理解できないから。	第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。
175	既存の稼働していない(必要とされていない)原発と石炭火力発電所を温存させるために我々が支払う電気料金を投入することに反対する。再エネ普及のための賦課金は市場をつくるものであったが、容量市場はグリーン市場への動きをゆがめるものである。 理由:再エネの普及はもはや市場の流れであり、それを阻害する送電線の接続拒否(制限)容量市場は見直すべきである。	第一次中間とりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、創設することとしております。
176	電力業界の関係者間だけで議論すべき問題ではない。国民の理解が進まないまま、原発や石炭火力を温存するしきりに莫大な国民負担が課せられ、原発・石炭などの電力が一方で安価で売買され、再生可能エネルギーの普及を妨げる電力市場が構築されることはあってはならない。容量市場の創設に反対である。その理由は、動いてもいない既存の原発や石炭火力を温存することにつながり、1兆4000万円とも言われる新市場の創設で、すべての電力ユーザーがその負担を負わされる不合理的な制度だからである。脱原発や老朽火力の早期廃止の政策に逆行するものだ。 なお、不測の事態で電力が逼迫した場合の備えとしては、電力の地域間連系で融通するしきみを構築することが先決で、それによりこの先10年はいずれの地域も電力予備率8%を超えることが予測されているため、容量市場の早期導入は不要である。また、本来まずやるべきは省エネであり、国内の最大需要時にあわせて設備容量を確保するというのは、再生可能エネルギーを大幅に増やす政策にも合致しない。	制度検討作業部会における資料等を公開させていただいている他、抽選による一般傍聴を認めており、多くの方が検討状況をフォローできるようにしました。 今般のパブリックコメント募集期間についても、令和元年6月4日から令和元年7月3日までの30日間とさせていただきます。こうした中で寄せられた様々な御意見につきましても、精査し、対応させていただきます。
177	北海道胆振東部自身をきっかけに、リスクを積み増す議論が進められているが、一方で、昨今、全国需要は減少傾向にあり、DRや蓄電池の技術開発・実用化も進んでいる。容量市場で発生する費用は、最終的に需要家負担になることを踏まえ、バランスの取れたご議論をお願いすると共に、エネ庁から需要家に対して丁寧かつわかりやすいご説明をお願いしたい	本中間とりまとめにおいて、必要供給予備力はH3需要をもとに算出することとなり、全国需要が減った場合、必要供給予備力の算定にも影響を及ぼすこととなっております。
178	現在、英国において容量市場が一時停止となっている(オークションは実施されているものの、決済が停止している)。当社が把握している英国の状況は次の通り。 2014年時点で英国容量市場はEUのエネルギー政策と整合的である、と評価された。しかし2018年11月、ある事業者が欧州司法裁判所に対して、イギリスの容量市場はEU State aidに不適合であるという訴えを起こし、現在容量市場が一時停止となっている。事業者が訴えた内容は、デマンドレスポンスに対する処置(契約期間、適用するkWのタイミング、オークション参加に当たっての条件等)が不利になっていることから、容量市場の在り方について精査すべきである、とのこと。欧州司法裁判所は、英国における容量市場設計における適切性を疑問視した模様。これを受け、欧州委員会は英国容量市場について調査を開始したとのこと。調査結果は2019年10月に出る予定。 英国においてどのような問題・課題が起きているのか分析頂くと共に、日本において同様な問題が起こらないよう、慎重にご議論を進めて頂きたい。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
5.需給調整市場について		
179	今回の第二次中間取りまとめにおいては、調整力の広域運用のための中給システムの抜本改修、電源の余力活用、三次調整力②市場の具体的な運営等が整理されたところであるが、三次調整力②以外の市場運営については引き続き検討が必要である。 需給調整市場は、安定供給を実現するうえで欠かせない周波数調整等を担う調整力を確保するための市場であることから、調達・運用における安定性を担保すべく、調整力の地域偏在による影響など、需給運用の技術的な課題等にも留意して詳細設計の検討を進めるべきである。 [中給システムの抜本的な改修] ・二次調整力①の広域的運用は、中給の抜本的な改修で各社の仕様統一を図りつつ実現を目指すことにより、将来的によりスムーズな運用が期待できるとともに、調整力供出事業者の参加機会拡大にもつながると考えられる。 ・一方で現在の運用方法を大きく変更する取り組みでもある。制御方式を検討の上、それに伴う周波数品質への影響を、シミュレーション等を通じて慎重に見極める必要がある。 [電源の余力活用] ・電源の余力活用が行えることは、一般送配電事業者にとって調整力の運用の効率化を図るためにも有効であると考えられる。 ・余力提供の実効性への懸念は、中間取りまとめで整理されているとおり、プライスペースのkWh単価登録がなされれば解消すると考えられ、市場運営の規律が事業者の需給調整への参加意欲を削ぐことにならないような配慮が非常に重要と認識している。 [三次調整力②] ・三次調整力②がFIT特例制度①、③の予測誤差と整理され、一般送配電事業者が努力しても生じざるを得ない相応の予測誤差分について、その調達費用にFIT交付金の活用が検討されるのは妥当な整理と考える。今後、その実現に向けた議論を着実に進めていただきたい。 [今後の方向性] ・三次調整力②以外の商品については、2022年からの市場化に向け、今後具体的な市場運営方法を検討する必要がある。中給システムの改修に関する検討結果や、連系線容量の事前確保等の検討結果を十分に踏まえた検討が進められるべきである。 ・一般送配電事業者にて共通プラットフォームの構築を進めており、システム開発にあたっては、適宜、広域機関や国に報告しながら進めていくので、ご審議いただきたい。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
180	需給調整市場は、安定供給を実現するうえで欠かせない周波数調整等を担う調整力を確保するための市場であることから、調達・運用における安定性を担保すべく、調整力の地域偏在による影響など、需給運用の技術的な課題等にも留意して詳細設計の検討を進めるべきである。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
181	二次調整力①の広域的運用は、中給の抜本的な改修で各社の仕様統一を図りつつ実現を目指すことにより、将来的によりスムーズな運用が期待できるとともに、調整力供出事業者の参加機会拡大にもつながると考えられる。 一方で現在の運用方法を大きく変更する取り組みでもある。制御方式を検討の上、それに伴う周波数品質への影響を、シミュレーション等を通じて慎重に見極める必要がある。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
182	電源の余力活用が行えることは、一般送配電事業者にとって調整力の運用の効率化を図るためにも有効であると考えられる。 余力提供の実効性への懸念は、中間取りまとめで整理されているとおり、プライスペースのkWh単価登録がなされれば解消すると考えられ、市場運営の規律が事業者の需給調整への参加意欲を削ぐことにならないような配慮が非常に重要と認識している。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
183	三次調整力②がFIT特例制度①、③の予測誤差と整理され、一般送配電事業者が努力しても生じざるを得ない相応の予測誤差分について、その調達費用にFIT交付金の活用が検討されるのは妥当な整理と考える。今後、その実現に向けた議論を着実に進めていただきたい。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
184	三次調整力②以外の商品については、2022年からの市場化に向け、今後具体的な市場運営方法を検討する必要がある。中給システムの改修に関する検討結果や、連系線容量の事前確保等の検討結果を十分に踏まえた検討が進められるべきである。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
185	一般送配電事業者にて共通プラットフォームの構築を進めており、システム開発にあたっては、適宜、広域機関や国に報告しながら進めていくので、ご審議いただきたい。	引き続き、需給調整市場の開設に向けた作業をお願いいたします。
186	旧一般電気事業者と新電力の格差を縮小し、公正で競争環境の整った電力取引市場を創るために、広域調達・広域運用の実現を急ぐべきです。 公正で競争環境の整った電力取引市場を創るためには、旧一般電気事業者と新電力の格差を縮小させるしきみできるだけ早く導入する必要があります。そのためには、広域調達・広域運用を柔軟に活用できる需給調整市場の創設が急がれます。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます
6. その他		
187	九州エリアにおいて太陽光発電の増加により余剰電気の発生とあるが、なぜ余剰となったのかその原因と対策を検討し、再生可能エネルギーを拡大することへの妨げとならないよう対応を求めます。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
188	第5次エネルギー基本計画では、2030年までに26%、2050年までに80%温室効果ガスの削減を目標としていますが、石炭火力をベースロードとしながら、どうその削減目標を達成するかが見えてきません。具体的な対策の明記を求めます。 また、原子力発電については、ベースロード電源の位置付けから外し、廃炉に向けた作業を人材育成も含め、国家プロジェクトとして進めることを検討して下さい。	現行のエネルギーミックスは、第5次エネルギー基本計画において、「2030年を目標とするエネルギー政策の大方針として、安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上(Economic Efficiency)による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図るため、最大限の取組を行うことである」とし、この3E+Sの原則の下、エネルギー政策とそれに基づく対応を着実に進め、2030年のエネルギーミックスの確実な実現を目指すこととされております。 本中間とりまとめは、貴働小委員会中間とりまとめにおいて創設が提言された5つの市場等の詳細制度設計を検討してきたものです。

189	この中間取りまとめでは、原子力発電を未だにベースロード電源と位置付け、非化石価値取引の対象としているが、とんでもない施策だ。取りまとめで「(非化石証書の取引スキーム)・卒FIT電源に対する非化石証書を本年11月以降発行。大型水力・原子力に係る証書は2020年4月以降発行(全非化石電源の電気に証書発行)・FIT証書の発電量を明らかにするトラッキングスキームを導入(実証実験の継続)」としているが絶対に容認できない。	原子力発電については、第5次エネルギー基本計画において、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の純国産エネルギー源として、優れた安定性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけております。
190	新たな市場の創設やルールの見直しは、電力システムにとって大変大きな制度変更であり、安定供給とも非常に関係が深いことから、電源投資・維持インセンティブを適正に確保しつつ電気事業者間の競争を促すという市場設計の本来目的を見失うことがないよう、引き続き慎重な検討が求められる。今後、kW価値、ΔkW価値、kWh価値、非化石価値などが複数の市場に分かれて取引されることになるが、いずれの価値についてもそれぞれの市場で適切に評価されるとともに、複数の市場間で相互に連携が取れ、中長期的に必要な電源が確実に確保され全体として継続的な事業運営が可能な仕組みとすることが重要と考えている。各市場の課題が少しでも見えてくれば、問題が顕在化する前に速やかに対応して頂く等の継続的なフォローをお願いしたい。	今後開設される市場については、資源エネルギー庁、電力広域的運営推進機関、電力・ガス取引監視等委員会といった関係機関において、関係事業者の協力の下、具体的な開設準備を進めてまいります。また、各市場に関して追加論点が生じた際には、制度検討作業部会を含め関係機関において、必要に応じ然るべき検討を行って行く。また、各市場が協調しながら干渉しあうことなく機能していく事が重要であり、こうした観点から、各市場の相互の関係等について、考察を深めるとともに、必要に応じて対応を検討してまいります。
191	「1.はじめに」に、2018年10月にIPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)が公表した「1.5°C特別報告書」の趣旨である。温室効果ガスをこのままのペースで排出するならば、2040年前後に産業化以前からの地球の平均気温上昇幅が1.5°Cに到達してしまうこと、1.5°C温暖化したときの悪影響のリスクは現在よりも顕著に高くなり、2°C温暖化すればさらに高くなること、温暖化を1.5°Cに抑えるには、世界全体の人為的なCO2の正味排出量が2050年前後にゼロになる必要があること、を加重し、今後の電力システム改革の前提としてください。とりわけ、石炭火力発電をベースロード電源として温存し続けることを前提にしたシステム改革は早急に見直ししてください。	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、2050年に向けた方向性として脱炭素社会の実現に向けて、パリ協定の長期目標と整合的に、火力発電からのCO2排出削減に取り組む、そのために、非効率な石炭火力発電のフェードアウトを進めることにより、火力発電への依存度を可能な限り引き下げるなどに取り組んでいくこととされています。本中間とりまとめは、貫徹小委員会中間とりまとめにおいて創設が提言された5つの市場等の詳細制度設計を検討してきたものです。
192	現在示されている市場整備の方向性は、再生可能エネルギー主力電源化、脱炭素社会・持続可能社会の構築、電力自由化、公平・公正な電力システムからかけ離れたもので、このような政府の方向性でいくと、再生可能エネルギーの普及を阻害し、既存の原発や石炭火力さえ「容量市場」という名の新たな補助金制度で温存させ、不正な電力市場を構築することになる。したがって、非化石電源価値取引市場、ベースロード電源市場、容量市場の議論は、当面凍結させ、拙速に導入すべきではない。	本中間とりまとめは、貫徹小委員会中間とりまとめにおいて創設が提言された5つの市場等の詳細制度設計を検討してきたものです。
193	電源開発株式会社は電源開発促進法を設立根拠とする特殊法人だったが、特殊法人の整理合理化の一環で、2004年に民営化された。電源開発の保有する発電設備容量は約1,800万kW(日本全体の設備容量のおよそ9%)、発電所は水力と石炭火力を中心に全国に90か所以上ある。民営化の際には「同様に蓄積されてきた機能が一体となって発揮されることで、卸電力市場など制度改革による新たな仕組みのなかで重要な役割を果たすことが期待されることから、会社が一体性をもって民営化されることが適当」(電気事業分科会答申2003年2月)として、分社化もされなかった。しかし、電力全面自由化がおこなわれ、卸電力市場で電源開発が果たす役割に期待が大きくなって、電源開発からの供給量はほとんど増えていない。もともと旧一電が地域独占で供給を行っていたことから、電源開発は発電した電気を旧一電に卸売する以外の選択肢はなかった。そのため、電源開発は旧一電と長期の供給契約を締結しており、旧一電がこうした電源を切り出さない限り、卸電力市場での売電量は増やせなかったからだ。国は旧一電に対して、電源開発電源の切り出しを促してきたが、現在に至っても、電源切り出しはおよそ60万kW程度しか進んでいない。電源開発の発電電力量は2018年度で693億kWhあり、これが卸電力市場に出されれば、ほぼ新電力のニーズを満たすことが可能となる。歴史的経緯、民営化の趣旨からしても、電源開発の電源切り出しがまず行われ、その後不足分を旧一電からの供出で補うべきだ。	本中間とりまとめは、貫徹小委員会中間とりまとめにおいて創設が提言された5つの市場等の詳細制度設計を検討してきたものです。なお、ベースロード市場においては、大規模発電事業者が保有するベースロード電源を制度的に市場に供出することを求めることで、新規参入者が同電源を調達することを可能とし、大規模発電事業者と新規参入者のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットリングを図ることで、卸電力市場の更なる活性化や新規参入者の競争力強化に資するものと考えております。
194	「中間とりまとめ(案)」では、「2030年のエネルギーミックスの着実な実現」や「エネルギー供給構造高度化法の2030年目標に向けての着実な進捗を促す」ために、電力市場の「具体的措置」を示したとされる。しかし、エネルギーミックスを強引に実現させるための電力市場を構築することは、電力競争の自由化とは完全に矛盾している。そもそも、2030年のエネルギーミックスで示された再生可能エネルギー22~24%、原発20~22%、石油3%、石炭27%、石炭26%という構成が再生可能エネルギーを主力電源化し、原発や石炭の低減という政策的方向にもそぐわない。原発の20~22%は到底実現不可能な破綻した数字であることは明白であり、また石炭の26%という高い数字もパリ協定の「1.5度目標」とは整合しない。今回の制度化のそもそもの前提から見直すべきである。	現行のエネルギーミックスは、第5次エネルギー基本計画において、「2030年を目標とするエネルギー政策の大方針として、安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上(Economic Efficiency)による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図るため、最大限の取組を行うことである」とし、この3E+Sの原則の下、エネルギー政策とそれに基づく対応を着実に進め、2030年のエネルギーミックスの確実な実現を目指すこととされております。本中間とりまとめは、貫徹小委員会中間とりまとめにおいて創設が提言された5つの市場等の詳細制度設計を検討してきたものです。
195	需要変動に追従できない原発をベース電源とするのは、放射性廃棄物が未解決であること共に、まったくグリーンな計画とは言えません。	原子力発電については、第5次エネルギー基本計画において、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の純国産エネルギー源として、優れた安定性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけております。
196	検討プロセスについて「開かれた検討プロセスを構築してきている」と表記されているが、電力市場の新たな創設については国民の大半が理解していない状況である。電力システムについては、国民の費用負担に直結する重要な問題であり、また環境面で持続可能な電力システムが構築できるか、世代間公平性の観点から適正であるか、といった幅広い議論が不可欠で、電力業界の関係者間だけで議論すべき問題ではない。国民の理解が進まないまま、原発や石炭火力を温存するしるみに莫大な国民負担が課せられ、原発・石炭などの電力が一方で安価で売買され、再生可能エネルギーの普及を妨げる電力市場が構築されることはあってはならない。少なくとも、国民がこの内容を理解し、国民的議論を深めた上で、導入すべきか否かを決定するべきである。	本作業部会は、資料等を公開させていただいている他、抽選による一般傍聴を認めており、多くの方が検討状況をフォローできるようにしました。今般のパブリックコメント募集期間についても、令和元年6月4日から令和元年7月3日までの30日間とさせていただきます。こうした中で寄せられた様々な御意見につきましても、精査し、対応させていただきます。
197	原発、石炭火力(古いもの)、大型水力などは、電力市場自由化以前に、総括原価方式により建設されたものであり、古いものほど減価償却が進んでいる。現在実施予定の電力新制度(非FIT非化石価値取引、ベースロード市場、容量市場)は、そのような電源にお金が流れる制度改革である。原発や石炭火力発電の温存につながり、再生可能エネルギーの導入が阻害されることが懸念される。また、大規模電源を多く保有する大手電力が得た収入が、間接的にグループ内小売部門の値下げの原資となり、競争環境がさらにゆがめられることが懸念される。	本中間とりまとめは、貫徹小委員会中間とりまとめにおいて創設が提言された5つの市場等の詳細制度設計を検討してきたものです。
198	非化石電源価値取引市場、ベースロード電源市場、容量市場の導入は再生可能エネルギー主力電源化、脱炭素社会の実現、電力自由化などからかけ離れており、導入すべきではない。卸電力市場の活性化こそ図るべきである。	本中間とりまとめは、貫徹小委員会中間とりまとめにおいて創設が提言された5つの市場等の詳細制度設計を検討してきたものです。
199	排出係数について、ベースロード電源市場の排出係数の考え方が整理されておらず、オークションが開始される事もあり早急に纏めて頂きたい。排出係数がJEPX平均の一本値だとすると、JEPX平均値以上の排出係数電源ばかりが市場に集中する懸念がある。また、BL市場の使い手とスポット市場の使い手では、価格もさながら、(市場を介して)利用している電源が異なる事を考慮すると、ベースロードとスポットで異なる排出係数とするのが望ましいのではないか。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、ベースロード市場へ供出される電気の排出係数はJEPX係数を使用することとなります。